大田市人権施策推進基本方針

平成21年2月

大 田 市

「世界人権宣言」が採択されてから、60年が経過しました。この宣言は、第二次世界大戦の悲惨さを厳しく反省し、平和の実現なくしては、人権も保障されないとの考えのもとに、人権の尊重を高らかに宣言したものです。以来、我が国においてもあらゆる差別や偏見をなくし、人権が尊重される社会の確立に向けて、さまざまな取組がなされてきました。しかし、依然、我が国固有の課題である同和問題をはじめ、様々な人権に関する課題が存在しています。

また、近年の高度情報化社会の急速な進展に伴って、インターネット等による人権侵害などの新たに対応すべき課題も発生しており、人権をめぐる情勢は、ますます複雑化、多様化してきております。

そのような中、大田市の石見銀山遺跡が、平成19年にユネスコの世界遺産に登録されました。ユネスコは、「平和と人権尊重」を目指し、世界人権宣言と軌を一にします。

大田市では、石見銀山遺跡の世界遺産登録を契機にあらゆる差別や偏見をなくし、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて取組を進めているところです。さらに、平成20年には、この営みを市民挙げて取り組むことを決意し、「人権尊重都市宣言」を行いました。

これらを踏まえ、人権が尊重され、差別の解消に向けた人権施策の基本的な方向を示し、関係機関、関係団体をはじめ地域ぐるみで人権教育・啓発を計画的に推進していくため「大田市人権施策推進基本方針」を策定しました。

21世紀は、人権の世紀と言われますが、今後は、この基本方針を着実に推進し、市民一人ひとりの人権が尊重され、心豊かで、温もりと生きがいのあるまちづくりに向けて努力してまいります。

終わりに、この基本方針策定にあたり、熱心なご審議を賜りました大田市人権教育・啓発推進協議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後も格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年2月

目 次

第1章 総 論
1. 基本方針策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 基本方針策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
(1) 国際的な状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
(2) 国の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
(3) 大田市の取組・・・・・・・・・・3
3. 基本理念・・・・・・・5
(1) 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
(2) 基本方針の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
第2章 各 論
1. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・・7
(1) 世界遺産を有する都市としての人権啓発及び人権情報の発信・・・・・・・7
(2) 学校教育等における人権教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・7
(3) 社会教育における人権教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・8
(4) 隣保館における人権教育・啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・・・9
(5) 家庭における人権教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・10
(6) 企業や地域社会における人権教育・啓発の推進・・・・・・・・・・・11
(7)人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育の推進・・・・・・・・・12
2. 重要課題への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
(1) 女性14
(2) 子ども・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
(3) 高齢者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
(4) 障害者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(5) 同和問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(6) 外国人27
(7) 患者及び感染者等・・・・・・・・・・・・・・・・・29
(8) その他の人権課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
3. 施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

(1) 推進体制と支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
(2) 関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
基本方針体系図・・・・・・・・・・・・・・・・34
用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
資料編
〇 大田市人権教育・啓発推進協議会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・37
〇 大田市人権教育・啓発推進協議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・38
○ 日本国憲法(抄) ····································
○ 世界人権宣言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
〇 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・52
○ ユネスコ憲章(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○ 大田市人権意識啓発推進会議設置規程······54
人権尊重都市宣言

第1章 総論

1. 基本方針策定の趣旨

1948 (昭和23) 年の国際連合(以下「国連」という。)総会で採択された「世界人権宣言」は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と謳っています。

また、我が国の憲法は「基本的人権の尊重」を基本原理とし、第14条では、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定めています。

このような世界人権宣言や日本国憲法が制定されてから60年が経過し、この間、国内外において人権尊重のための様々な取組が行われてきました。その結果、着実に人権尊重の意識は高まっていますが、その一方で、国際的には民族紛争や宗教対立、テロ行為などにより平和、人権、民主主義を脅かす様々な問題も発生しています。

我が国においても、我が国固有の課題である同和問題、女性への暴力、児童生徒のいじめ問題、児童虐待や高齢者虐待の増加など、人権課題が依然として存在しています。近年の国際化、少子化、高齢化、情報化等の社会の変化に伴って、人権問題をめぐる状況は、今後ますます複雑、多様化することが予想されます。

また、2007(平成19)年7月、大田市の石見銀山遺跡がユネスコ(国際連合教育科学文化機関)の世界遺産に登録されました。ユネスコ憲章第1条では「世界の諸人民に対して人種、性、言語又は宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献すること」がユネスコの目的であると定めています。この世界遺産の営みは、「平和と人権尊重」のユネスコの精神に貫かれなくてはなりません。その精神の実現への取組が、石見銀山遺跡の付加価値を高めるものとなります。さらに、大田市は、2008(平成20)年9月、「石見銀山遺跡の世界遺産登録を新たな出発点として、ユネスコの精神に基づき、人権尊重・差別撤廃の営みを積み重ね、温もりのあるまちづくりを目指して、市民挙げて取り組むことを決意し」人権尊重都市宣言を行ったところです。

そして、今後も様々な人権問題の解決に向け、研究、学習、教育、啓発のより積極的な 取組が求められています。

そのため、市民一人ひとりが認識を高めてあらゆる差別や偏見をなくし、市民だれもが 心豊かに誇りをもって暮らせる社会の実現を目指すため「大田市人権施策推進基本方針」 (以下「基本方針」という。)を策定するものです。

2. 基本方針策定の背景

(1) 国際的な状況

20世紀において人類は、二度にわたる世界大戦の反省から不戦を誓い、1946(昭和21)年、国連の専門機関としてユネスコが誕生し、2年後の1948(昭和23)年12月、第3回国連総会において「世界人権宣言」を採択しました。この宣言の精神を具現化するために、国連では「国際人権規約(*1)」をはじめ多くの人権に関する諸条約の採択や重要なテーマごとに国際年を制定するなど、その定着化に努めてきました。

しかしながら、世界各地で地域紛争や民族紛争、テロ行為などが起こり、これに伴う顕著な人権侵害や難民の発生など、深刻な問題が表面化しました。こうした中で、人類は「平和のないところに人権は存在し得ず、人権のないところに平和は存在し得ない。人権尊重が平和の基礎である。」という教訓を深め、国際社会全体で人権問題の解決に向けて取り組む機運が高まりつつあります。

ユネスコにおいて、1993(平成5)年、「人権と民主主義のための教育に関する世界行動計画」が採択され、同年、ウィーンで開催された「世界人権会議」では、人権教育の重要性を確認した「ウィーン宣言」及び行動計画が採択されました。

このような人権尊重に関する国際的な潮流の中、1994(平成6)年の第49回国連総会で、1995(平成7)年から2004(平成16)年までを「人権教育のための国連10年」とする決議とともに、人権という普遍的な文化を世界中に構築するための具体的プログラムとして「人権教育のための国連10年行動計画」を採択し、各国政府に対し国内行動計画の作成を求めました。

さらに、2004(平成16)年の第59回国連総会において、人権教育がすべての国で取り組まれるよう「人権教育のための国連10年行動計画」を継承する取組として「人権教育のための世界計画」を2005(平成17)年から開始する決議が採択され、2007(平成19)年までの3年間において、「初等・中等教育における人権教育」の推進に重点をおいた取組が進められました。

(2) 国の取組

国内においては、1947(昭和22)年に、「基本的人権の尊重」を基本原理とする日本国憲法が施行され、1956(昭和31)年には、我が国も国連に加盟して国際社会の一員となりました。

そして、「国際人権規約」をはじめ「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)」、「児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 (人種差別撤廃条約)」など多くの人権に関する諸条約を批准し、その解決に努力してきました。

我が国固有の課題である同和問題については、1965(昭和40)年の同和対策審議会答申を受け、1969(昭和44)年に「同和対策事業特別措置法」を制定し、法に基づく施策を進めてきました。(法に基づく特別対策は2002(平成14)年3月末をもって終了)

1996(平成8)年に、地域改善対策協議会から出された「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」の意見具申では、「国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元ともいうべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。」と述べています。

これらを受けて、1996(平成8)年に「人権擁護施策推進法」が制定され、この法に基づく審議会が設置される中で、1999(平成11)年に、今後の人権教育・啓発の基本的在り方を示す答申が出されました。

また、「人権教育のための国連10年」の決議を受けて、1995(平成7)年には、内閣に「人権教育のための国連10年」推進本部を設置し、1997(平成9)年「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」が策定されました。

さらに、2000 (平成12) 年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」が制定され、同法においては、人権教育・啓発の推進は国と地方公共団体の 責務であると規定されました。これに基づき、2002 (平成14) 年には「人権教育・啓発に 関する基本計画」が策定されました。

このほかにも、「男女共同参画社会基本法」や「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」、「犯罪被害者等基本法」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」、「障害者自立支援法」など、個別の人権関係法の制定により、「人権の世紀」といわれる21世紀を実現することを目指して様々な取組が積極的に進められています。

(3) 大田市の取組

2005(平成17)年の合併以前から、旧大田市では、1965(昭和40)年の「同和対策審議会答申」を踏まえて1969(昭和44)年に制定された「同和対策特別措置法」施行以来の事業実施により、対象となった地区及び周辺の生活環境等の物的整備がほぼ完了し、周辺地域との格差は大きく改善しました。旧温泉津町では、1999(平成11)年に「温泉津町同和問題啓発・教育基本構想」を、旧仁摩町でも、同年に「同和問題の解決をめざす啓発・教育基本構想」をそれぞれ策定、旧大田市においては、2001(平成13)年に「大田市人権施策推進基本方針」を策定し、それぞれの市・町において、同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決に向けた取組を進めてきました。その結果、徐々にではありますが、「人権尊重」の精神が、地域社会に浸透しつつあります。

合併後においては、新市におけるまちづくりを推進するため、2007(平成19)年から2016(平成28)年までの長期総合計画「大田市総合計画」を策定し、その「まちづくりの基本方針」の一つに「だれもが住みよく、安心・やすらぎを感じる生活づくり」を掲げ、さらにこの中で、「人権を尊重するまちづくりの推進」についての施策を掲げています。

この基本計画においては、「基本方針」に基づき、様々な人権課題を解決するため、必要な事業に積極的に取り組んでいくこととしています。さらに、「大田市次世代育成支援行動計画」、「大田市老人保健福祉計画」、「大田市障がい者計画」、「大田市男女共同参画計画」を策定するなど、様々な分野において人権を尊重したまちづくりを進めています。

この間、学校では、授業や集団活動の中で、さらに、社会教育施設では、各種講座による人権教育活動に取り組んできました。

また、7~8月の「差別をなくす強調月間」での「人権を考える市民のつどい」の開催や12月の人権週間における「人権フェスティバル」の開催など、啓発のための講演会やイベントにも取り組んできました。

おおだふれあい会館(大田市隣保館)では、様々な人権問題の相談拠点施設及び人権・同和問題の教育・啓発活動の拠点施設として、研修会、学習会も行ってきました。また、「広報おおだ(きずな)」、「おおだふれあい会館だより」の発行により啓発と情報提供に努めてきました。

2007 (平成19) 年11月に「人権問題に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。) を実施しましたが、依然、我が国固有の課題である同和問題をはじめ、様々な人権に関する課題が存在しており、その解決に向けたさらなる取組が重要であることが明らかになりました。

これらを踏まえ、様々な人権問題や差別の現状と課題を明らかにし、人権が尊重され差別の解消に向けた人権施策の基本的な方向性を示し、行政機関、各種団体をはじめ、地域ぐるみで人権教育・啓発を計画的に推進していくため「基本方針」を策定することとしました。なお、この「基本方針」は、「大田市人権教育・啓発推進協議会」において協議・審議を重ねるなど、様々な角度から検討を加えて策定したものです。

3. 基本理念

(1) 基本的な考え方

人権とは、「人が人らしく生きていくために、だれもが生まれながらにもっている侵すことのできない基本的権利」と言えます。

心豊かで生きがいのあるまちづくりを進めていく上で重要なことは、市民一人ひとりの 人権が尊重される社会となることです。そのためには、すべての人に認められている基本 的人権の尊重という意識を高めるための人権教育・啓発を積極的に推進することが大切で す。

この「基本方針」は、学校、家庭、職場、地域社会において人権教育・啓発が行われ、 人権が人々の思考や行動の価値基準として日常生活に根づき、「市民一人ひとりの人権が尊 重され、心豊かで生きがいのあるまちづくり」を基本理念とします。そのために、私たち の社会に横たわる社会通念や慣行に潜む偏見や差別意識に対し、次に掲げる基本的な視点 に立って、主体的な自覚を促し、生き方そのものの内実が変わるという認識に基づいて、 人権を守り育てて行くことに努めます。

ア. みんなで学ぶ人権教育

人は誰でも生きがいづくりや心のふれ合う家庭・地域、さらには社会をつくることなどにより、人間らしく生きたいと願っています。

こうした願いを目指した社会づくりを考えるとき、市民一人ひとりが、日常生活の中で人権に関する様々な問題に気づき、あらゆる場を学習の機会ととらえ、人権意識を高めることが大切です。

イ. みんなで進める人権教育・啓発

人権教育を推進するためには、市民のあらゆる立場の人がそれぞれの役割を担いなが ら、お互いに連携を図ることが必要です。

そして、人権教育を様々な視点で展開し、社会全体により効果的に広げるためには、 人権問題を自らの課題とするための教育が、学校、家庭、職場、地域などあらゆる場で 進められることが大切です。

ウ. 共生の社会を目指す人権教育・啓発

人は、それぞれに個性や価値観も違い、背負っている歴史も違います。

また、人種、民族、皮膚の色、国籍の異なる人など、多様な歴史と文化を持っている 人々がともに暮らしています。様々な文化や多様性を認め、互いの価値観や人権を尊重 する意識・感覚を育て、「共生の社会」を築いて行くことが大切です。

(2) 基本方針の性格

この「基本方針」は、国が策定した「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」及び「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」並びに「島根県人権施策推進基本方針」の趣旨を踏まえるとともに、当市における人権教育・啓発に関する基本的方向を示し、その施策を推進するためのものです。

また、この「基本方針」は、「大田市総合計画」はもとより、その他関連する各種の計画等との整合性を保ち、当市で実施する諸施策における人権教育・啓発分野に係る基本的な指針となるものです。

なお、この「基本方針」は社会情勢等の変化に応じて、必要な見直しを行います。

第2章 各論

1. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(1)世界遺産を有する都市としての人権啓発及び人権情報の発信

2007 (平成19) 年7月、石見銀山遺跡がユネスコの世界文化遺産として登録されました。 ユネスコ憲章第1条では「世界の諸人民に対して人種、性、言語又は宗教の差別なく確認 している正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教 育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢 献すること」がユネスコの目的であると定めています。石見銀山遺跡の世界遺産の取組に あたっては、「平和と人権尊重」のユネスコの精神を基底に据え、人権情報を発信しながら 人権意識の高揚を図ります。

ア. 出版物等へのユネスコの精神の反映

市等が発行する、石見銀山関連の出版物・パンフレットやホームページ等に、ユネスコの精神である「平和と人権尊重」を反映します。

イ. 石見銀山遺跡の調査研究の成果・公開についての情報発信

石見銀山遺跡の調査研究を進め、その成果・公開について、人権・同和問題の啓発の 観点及び科学的な研究の進展に資することを目的に適切な情報発信を行います。

ウ. 関係者への人権研修

市職員はもとより、「石見銀山世界遺産センター」などの公開施設職員や「大田市観光協会」、「石見銀山ガイドの会」等関係者に対して人権研修を実施し、来訪者への対応など様々な活動の場にユネスコの精神を反映できるように努めます。

(2) 学校教育等における人権教育の推進

2007 (平成19) 年に実施した「市民意識調査」によると、「人権が尊重される社会を実現するための行政施策」として「学校において人権に関する教育を充実させる」との意見が最も多く、学校における人権教育への期待の高さが表れています。学校、幼稚園、保育所は、子どもの発達段階に応じて、人権尊重の精神を育み、意識を高める教育の場として重要な役割を担っています。学校等における人権教育では、自分と異なる個性を尊重し、自分と違う環境の中で育ってきた人々と豊かな相互関係を深めることのできる子どもの育成を図ります。

ア. 保育所・幼稚園における人権教育の推進

乳幼児期は、生涯にわたり自分らしく生きていくための基礎を培う大切な時期であり、 一人ひとりの子どもの人権が尊重され、豊かな人間性を育むことが、その後の子どもの 成長にとって極めて重要です。子どもたちは、友達と意欲をもって様々な活動に取り組み、充実感や満足感を味わうことで豊かな心や健康な体に育っていきます。

一人ひとりの子どもの育ちや個人差等にも留意し、自然や動植物と親しんだり、ふれ合ったりすることなどを通じて、命の大切さや愛情を感じ、また、自分の思いを伝え、相手の気持ちに配慮することができる豊かな心を育てる取組を進めます。

イ. 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における人権教育の推進

小学校から中学校へ、中学校から高等学校へと、児童生徒は、心身ともに大きく成長し、自己の確立を図り、社会に対して目を向ける時期でもあります。そのため、教育活動全体を通じて一人ひとりの学習権を保障した上で、学校生括に起因する「いじめ」をはじめとした身近な人間関係の問題や広く社会に存在する人権問題について、それぞれの発達段階に応じた客観性のある科学的認識と差別に立ち向かう心を養う学習を通して人権教育を推進します。

また、小学校高学年から教科書に同和問題が記述されています。児童生徒たちがこの問題を正しく理解し、差別の不当性を見抜く力を身につけることのできる学習を展開するよう努めます。

さらに、特別支援学校では、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善、克服するための教育が行われています。障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、特別支援学校や島根県、関係機関と連携を図りながら必要な支援を行います。

ウ. 学校・家庭・地域社会の連携

人権尊重の精神や態度は、幼い頃の家庭教育に始まり、保育所・幼稚園、さらには小学校から高等学校にかけての教育、地域社会とのかかわりの中で養われます。幼児・児童・生徒が主体的に人権について学習し、行動する力を培うため、開かれた学校という観点に立って、学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育を推進します。

(3) 社会教育における人権教育の推進

社会教育における人権教育では、自らの生活の中で人権に関する社会構造や習俗など様々な問題に気づき、自らの学習・研究活動によって解決しようとする市民の育成が求められています。

そのために、社会教育施設では、地域・職場・世代の違いなど学習者の状況に応じながら身の回りの暮らしと関連づけたり、視聴覚教材の効果的利用を図ったりするなど様々な学習の機会を提供し、学習者の意欲向上に努めます。

ア. 公民館・まちづくりセンター等における人権教育の充実

これまで、公民館では、人権問題についての市民の正しい理解と認識を高めるため、

講座、研修会などを実施してきましたが、今後さらに、市民の学習意欲を高めるため、 学習内容に工夫を凝らすとともに多様な学習の機会の提供に努めます。

特に、2009(平成21)年度から、市内7つのブロックごとに社会教育の充実を目指し 設置される公民館においては、専門的で質の高い人権教育の実施を目指します。

また、市民にとって最も身近な生涯学習の拠点として各町に設置されるまちづくりセンターとの連携を図りながら、奥行きと広がりのある学習活動が展開できるよう努めます。

イ. 人権に関する啓発情報の提供

当市はこれまで、市民が人権問題を身近に考える機会づくりとして、人権に関する標語やポスター、また人権作文の募集や、その作品発表を行ってきました。

また、「広報おおだ」での「きずな」掲載や人権啓発ビデオや図書などの貸し出しに努めてきました。今後さらに、人権に関する行事の案内など情報を掲載した人権情報紙や啓発小冊子を提供し、市民の関心が高まるよう効果的な啓発のための情報提供に努めます。

ウ. 人権に関する講演会・イベントの実施

市民の人権意識の高揚を図るための啓発活動の一つとして、「人権を考える市民のつどい」、人権フェスティバルにおける「記念講演」・「人権啓発展」などに取り組んできました。今後も市民が積極的に参加しやすい雰囲気の中で、人権を考える場となるようなイベントや人権問題に関する講演会等の開催に努めます。

工. 社会教育関係団体における人権学習の促進

社会教育団体は地域を基盤として活動しており、人権が尊重される地域社会づくりのためには社会教育関係団体の役割は大きなものがあります。PTA、女性団体、青年団体、さらには、人権に関する市民グループやボランティア団体などが自主的に人権学習に取り組みやすくなるよう学習支援に努めるとともに、人権イベントの開催など連携を図ります。

社会教育団体については、公民館やまちづくりセンターなどで開催される講座、研修 への参加を促すとともに、自主的な学習活動の促進を図ります。

また、団体相互の連携と情報交換を進め、広がりを持った市民活動ができるよう啓発に努めます。

(4) 隣保館における人権教育・啓発の推進

おおだふれあい会館(大田市隣保館)は、地域社会全体の中で様々な人権問題の解決や 福祉向上のための拠点施設として、人権啓発・研修・情報発信をはじめ、生活上の各種相 談などの事業を行う施設です。

石見銀山遺跡が「平和と人権尊重」を精神とするユネスコの世界遺産に登録されたこと

を踏まえ、関係機関と連携しながら次の事業を市民の理解と協力のもと取り組みます。

ア. 相談事業の充実

人権・同和問題をはじめとする様々な相談を受ける中で、必要に応じて自立支援のための助言も行いながら、相談者とともに考え、ともに解決を図ります。

イ. 人権学習会等の開催

教養講座受講者や同好会員の人権学習会を計画的に実施し、また、全市民を対象にした講演会等を通して人権意識の高揚を図ります。

ウ. 隣保館利用率の向上

人権に関する学習会、交流会、情報交換の場として、全市民に当会館を開放し、利用 度を高めながら、人権・同和問題の解決に資する理解と認識を深めるための啓発・情報 発信に努めます。

エ. 移動隣保館の実施

市内の各地域、公民館、事業所などへ出向き、人権研修や情報発信を行うなど、移動 隣保館事業を積極的に実施していきます。

オ. 啓発資料の活用

啓発資料として、図書、ビデオテープなどそろえており、積極的に貸し出しをして、 市民の人権意識向上を図ります。

(5) 家庭における人権教育の推進

家庭は、すべての教育の出発点であり、個人の人権を尊重し生命の尊さを認識させ、基本的な社会性を身につけさせるなど、人格形成の基盤として人権意識を育む上で極めて重要な役割を果たしています。

近年、核家族化、少子高齢化といった家庭環境の変化により、家庭での教育機能が低下し、子どもや高齢者に対する虐待、ドメスティック・バイオレンス(*2)など、家庭での人権問題が顕在化しています。2007(平成19)年に実施した「市民意識調査」の子どもの人権に関する調査結果を見ると、「子どもを取り巻く環境でよくないと思うもの」については、「親の子育ての姿勢に問題がある」との意見が6割を超えました。

また、「いじめの未然防止の方法」では、「日頃からの親子間の関係が重要である」との意見が多くみられたように、家庭が本来担うべき教育の場としての機能が発揮される必要があります。親が持っている人権感覚は、その態度や行動を通じて子どもに伝わるものであり、家庭教育では、大人自身が他人に対して偏見を持たず、差別をしないことなどを日常生活の中で子どもに示していくことが必要です。

そこで、学校、地域、関係機関、各種団体等の連携を促進し、一人ひとりの人権を大切にする家庭教育ができるよう支援に努めます。

ア. 多様な学習機会や情報の提供

家庭は、子どもの人権、女性の人権、高齢者の人権など、様々な人権問題の関わりの深いところであり、家族との会話の中でお互いが正しく学び合い、日頃から人権問題について認識を深めることが大切です。そのために、社会教育施設などと連携を図り、家庭教育に関する学習機会や情報の提供に努めます。

イ. 相談事業の実施

子育てや介護、家庭内暴力などの不安や悩みを持つ家族に対する相談事業などを通して、家庭の教育力向上の支援に努めます。

ウ. 男女が協力しあえる家庭づくりの推進

家庭内における男女の固定的性別役割分担意識の解消のため、男女共同参画社会の実現に向けた家庭づくりを推進するため、啓発に努めます。

(6) 企業や地域社会における人権教育・啓発の推進

企業は、社会生活に大きな影響力をもっており、「豊かな社会づくりに貢献する。」という社会的責任を担っています。2007 (平成19) 年に実施した「市民意識調査」によると「差別や人権侵害を受けたと感じたこと」として「職場における待遇や上司や同僚などの言動」をあげた人が最も多いという結果が出ています。そのために、企業とそこに働く人々に対して、人権を大切にし差別のない職場づくりを進めるための支援に努めます。

また、人権が尊重される地域社会を築くために、一人ひとりが主体的に学習活動に取り 組むことができるような人権教育・啓発に努めます。

ア. 企業内研修の推進

企業における人権意識の普及を図るため、関係機関との連携により、企業主等を対象とした公正な採用選考についての研修を開催し、また、企業内研修の開催を働きかけてきました。引き続き関係機関、関係団体と連携を強め、研修会への指導員の派遣など、企業内研修が取り組める体制が整備されるよう支援に努めます。

イ. 人権に配慮した明るい職場づくりの推進

職場内が明るく働きやすくなるためには、職場の一人ひとりが人権感覚を高めることが大切です。そのために、職場研修やグループ研修が積極的に取り組まれるよう研修の資料などの提供に努めます。

ウ. 市民の自発的な学習の支援

人権問題についてのパンフレットや啓発ビデオなどの視聴覚教材の充実を図り、社会教育施設や隣保館を通して資料や情報を提供し、市民の自発的な学習の支援に努めます。

(7) 人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育の推進

人権教育の推進にあたっては、人権に関わりの深い職業従事者に対して、人権教育に関する取組を積極的に推進する必要があります。そのため、以下のとおり人権に関わりの深い職業従事者に対し、研修等による人権教育に努めます。

ア. 市職員

全体の奉仕者である公務員は、憲法の基本理念の一つである基本的人権の尊重を、さらに当市では、ユネスコの精神を行政施策に生かして具体化するという責務を担っています。一人ひとりが公務員としての自覚をもち、あらゆる人権問題に対する理解を深め、職務の遂行に努めなければなりません。

当市においては、2007 (平成19) 年9月に策定した人材育成基本方針の基本理念として、「人権尊重の視点にたった住民への貢献・組織の発展といった市の役割と、自己成長を求める職員側の期待や欲求との統合・調和による人材育成を図る」こととしています。

市職員に対しては、同和問題をはじめとする人権問題について、新規採用職員から中堅・管理職員まで全員を対象とした、市独自の研修や関係機関、関係団体が実施する学習会、講演会に積極的に参加させるなど、人権意識の高揚に努めてきました。職員一人ひとりが人権尊重の視点に立って、人権に配慮した行政の推進ができるよう人権研修を充実させるとともに、各部署に「人権啓発推進員」を置き、各職場での自主的研修の推進に努めます。

イ. 教職員

教職員は、学校における教育活動を直接担い、児童生徒の成長・発達に大きな影響を与える立場にあり、人権を尊重した学校教育を実施するための知識や技術の研修を深めて、指導力の向上に努めることが大切です。

これまでも教職員に対しては、さまざまな研修等の機会を捉えて資質向上を図ってきたところですが、今後も人権意識をさらに高め、全校体制で人権教育を推進できるように取り組むとともに、教職員一人ひとりが自己を問い直し、差別の現実に学び、人権尊重・差別撤廃を自らの生き方の基本に関わる課題として取り組めるよう、研修内容の一層の充実に努めます。

ウ. 医療・保健関係者

医療・保健従事者は、人々の健康と命を守ることを使命とし、様々な疾病の予防や治療、介護、相談業務を担っています。業務の遂行に当たっては、患者や要介護者の人権

を尊重するとともに、プライバシーや診療情報などの保護が必要です。

また、近年の医療技術の発達により遺伝子治療や臓器移植などの高度医療では、新たな人権問題の発生が懸念されます。これらについて、人権の重要性を認識し、関係機関、関係団体と連携しながら、さらなる人権教育の推進を図ります。あわせて、医師会等にも人権教育の充実について働きかけていきます。

大田市立病院においては、患者の権利を明確に位置づけ、それを尊重し保障することを宣言しています。患者等の個人情報については、大田市立病院個人情報保護委員会を設置しており、院内における個人情報保護規定に基づいて適正に管理しています。引き続き、患者等の人権に配慮した医療が提供されるよう努めます。

工. 福祉関係者

地域において様々な生活相談などの支援を行っている民生委員・児童委員は、その活動を行うにあたって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ること(個人情報の保護)が特に重要であるとされています。そのため、県との連携や、市や各地区で開催される研修会への積極的な参加を促す等、様々な研修の機会を捉え、引き続き人権研修を進めていきます。

社会福祉施設職員、ホームヘルパーなど社会福祉関係事業の従事者は、高齢者、障害者など社会的弱者の生活相談や身体介護など直接関わっているため、特に人権に配慮した対応が求められます。人権を尊重するとともに、利用者の立場に立ったケアマネジメント等の研修を実施し、資質の向上を図ります。

また、各職場で人権教育が実施されるよう事業主に対して要請します。

2. 重要課題への対応

人権教育・啓発の推進にあたっては、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、患者及び感染者等の重要課題に対して、それぞれの固有の視点からのアプローチとともに、法の下の平等、個人の尊重といった人権一般の視点からのアプローチにより取り組んでいきます。

(1)女性

【現状と課題】

我が国では、基本的人権の尊重を基本理念とした日本国憲法によって、法の下の男女平 等が保障され、女性の地位向上に向けた様々な取組が進められてきました。

今日、女性の社会参加が増大し、女性の社会・経済に果たす役割はますます高まり、すべての個人が互いに人権を尊重し、性別にかかわりなく、個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国における重要課題となっています。

大田市においては、2005(平成17)年10月に「大田市男女共同参画推進条例」を制定、2006(平成18)年11月には施策の指針となる「大田市男女共同参画計画」を策定し、市民、事業者、各種団体と連携して施策の推進に取り組んでいるところです。

2007 (平成19) 年に実施した「市民意識調査」では、「『男は仕事、女は家庭』という性別役割分担についての考え方」の問いに対し、63.2%が反対、35.6%が賛成となっており、また、「女性が差別や人権侵害を受けていると感じる場面」の問いに、「職場での仕事の内容や給与格差、役職などへの昇任」、「家庭内での家事や育児の分担」、「採用や就職の際の男性との取扱いの差」の意見が多くなっていました。

また、政策・方針決定の場への女性の参画について、2008(平成20)年4月の審議会等への女性の参画率は27.4%と2010(平成22)年の数値目標である40%と比べるとまだまだ低い数値です。

このことから、男女の生き方や行動、あるいは考え方について固定的な性別役割分担意識・社会通念・慣習が依然として存在しており、それが家庭・職場や地域の日常生活において男女の平等感を妨げていると考えられます。

さらに近年、セクシュアル・ハラスメント(*3)、ストーカー(*4)、ドメスティック・バイオレンス等が大きな社会問題となっています。関係部署や関係機関との連携に努め、被害者支援の充実を図るとともに、女性に対する暴力は、女性への重大な人権侵害であることを広く認識してもらうためにも、あらゆる機会を捉えて啓発を進めていく必要があります。

【施策の基本的方向】

人口減少や少子高齢化が進展する状況の中で、だれもが住みやすく、安心して暮らすことのできるまちづくりには、これまでの社会の仕組みに捉われることなく、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要です。

当市では、「大田市男女共同参画計画」に基づく5つの基本的方向に沿って具体的施策を 定め、関係各部署と連携して総合的に進めていきます。

【具体的施策】

ア. 男女共同参画社会の実現に向けた啓発

固定的な性別役割分担意識・社会通念・慣習を払拭し、男女共同参画への正しい認識 を促すための啓発活動を、家庭や職場、並びに地域などあらゆる機会を捉えて取り組み ます。

学校においては、次代を担う子どもたちへ正しい人権意識や男女平等意識を育成する ために、男女平等の視点に立った環境整備に努めるとともに、教職員、保護者に対して 正しい認識と資質向上のための啓発に努めます。

イ. 家庭、職場、地域等における男女共同参画の推進

地域において固定的な観念が根強いことから、男女が共に地域の活動に参画できるように、公民館等と協力して、意識改革や男女共同参画の必要性を正しく認識してもらうよう取り組みます。

家庭内における男女の固定的性別役割分担意識を解消するため、公民館や各種団体等において男女共同参画の視点からの学習会等の機会の提供に努めます。さらに、職場環境や子育て環境の充実を図り、男性も女性も共に家庭と他の活動にバランスをとって参画できるよう支援します。

政策・方針決定の場への女性の参画のために、女性の意識改革と人材育成のための学習と研修の機会の提供を行い、各種審議会等において適正な人材を選任できるよう働きかけます。

ウ. 女性に対する暴力の根絶

男女がお互いを尊重しながら、男女共同参画社会を形成していくために実現しなければならない課題に「女性に対する暴力の根絶」があります。女性に対する暴力は犯罪となる重大な人権侵害であることを認識してもらうとともに、根絶に向けた広報や人権意識を高めるための学習・研修の機会を提供します。

「大田市女性・児童・高齢者に対する暴力・虐待対策庁内連絡会」において、関係職員の資質向上及びドメスティック・バイオレンスについての共通理解のもとに被害者支援に努めます。

(2) 子ども

【現状と課題】

21世紀を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことは、市民すべての願いであり、子どもは人格を持った一人の人間として尊重されなければなりません。しかし、現実には、子どもは未完成な存在として考えられ、権利の主体として尊重されなかったり、人間としての尊厳が傷つけられたりすることがあります。子ども一人ひとりが基本的人権の権利主体であることを理解し、子ども自身の思いや願いに気づくことが大切です。

国内においては、1947(昭和22)年、児童の健全育成や保護を目的とした「児童福祉法」が制定され、1951(昭和26)年には、児童の基本的人権を尊重し、その幸福を図ることを目的に「児童憲章」が制定されました。その後、1994(平成6)年に国連の「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を批准し、1997(平成9)年には子どもや家庭を取り巻く環境の変化等を踏まえ、保育施策の見直しや、児童の自立支援などを内容とした「児童福祉法」の改正が行われました。

また、1999(平成11)年には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童買春、児童ポルノ禁止法)」、2000(平成12)年には、「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」が制定されました。さらに、2003(平成15)年には、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」が施行され、2008(平成20)年には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年ネット規制法)」が成立するなど、法整備と諸施策の推進が図られています。

しかし、昨今の子どもを取り巻く環境はめまぐるしい変化をつづけ、街なかの書店やコンビニエンスストアなどでは、性や暴力に関する過激な雑誌やビデオ、ゲームが氾濫し、また、インターネット上では、簡単に誰でもそのような情報が閲覧できます。このような、過激な性や暴力表現がされている有害情報を、子どもが簡単に閲覧できる環境を改善していく必要があります。さらに、子どもたちの間では、パソコンや携帯電話の利用が増加する中、「学校非公式(裏)サイト」と呼ばれるネット掲示板(*5)の利用が中高生の間で広まっており、個人を誹謗、中傷する書き込みなどによる新たな「いじめ問題」の発生という深刻な課題も明らかになっています。

また、児童虐待は、子どもの心と体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に深刻な影響を与えるだけでなく、ときには、尊い命さえも奪ってしまいます。虐待は、子どもに対する重大な人権侵害です。児童虐待に関する相談件数は依然として増加しており、当市においても、2007(平成19)年度児童虐待相談は40件に上り、前年度に比べ57.5%上回るなど、児童虐待の問題は早急に社会全体で対応しなければならない課題になっています。その他、子どもの人権に関わる様々な問題に対し、家庭、学校、地域社会が連携し、早期発見・対

応を図ることが求められています。

【施策の基本的方向】

子どもの人権問題の解決には、子ども自身が権利の主体として尊重され、自分自身に誇りが持てることが必要です。当市では、2006 (平成18) 年12月に、合併前の旧市町の「次世代育成支援行動計画」を調整・変更し、すべての住民が子育ての喜びを実感できるまちづくりを目指した、今後の少子化の流れを変える総合的な行動指針として、新市の行動計画を策定しました。

この計画に沿って、関係機関・団体はもとより、家庭、学校、地域などが互いに連携・協力し、市民一体となって子どもの人権が尊重され、健やかに育つ環境づくりに努めます。

【具体的施策】

ア. 「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」などの理解促進

学校等において、子ども自身が権利の主体者であるという観点から、教職員が子どもの人権についての認識を深め、人権尊重の視点にたった教育指導が行われるよう、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の周知徹底を図ります。

また、児童生徒に対する学習の場の設定とともに、保護者への啓発を行います。さらに、地域においても、同条約の内容が広く理解されるよう教育・啓発を行い、子どもの権利の擁護に努めます。

イ. いじめ問題等への取組

いじめは、子どもの人権にかかわる重要な問題であり、学校のみならず家庭や地域との連携を深めた対応を図ることが必要です。そのために、社会全体でのいじめゼロに向けた取組や子どもたちが自分自身の課題として友達と協力して問題を解決する実践力を養う取組を行います。

また、ネット掲示板による新たないじめ問題が深刻であることから、関係者の連携を深め、携帯電話やパソコンの利用方法をはじめ、子どもの人権を守るための教育・啓発に努めます。

さらに、あすなろ教室における不登校児童生徒への支援を充実させるとともに、家庭 に引きこもりがちな児童生徒に対しては、その実態に応じて、県教育事務所と連携しな がら自立支援事業連絡指導員や教育相談員による支援を行います。

ウ. 子どもへの虐待防止の取組

児童虐待を防止し、すべての子どもの心身の健やかな育成を支援するために、発生の 予防から早期発見・早期対応、保護、支援、アフターケアに至るまで、2005 (平成17) 年に設置した「大田市要保護児童対策地域協議会」で、関係者と協力体制を強化し支援 を行います。

エ. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもの健やかな成長にとって健全な環境の確保は重要ですが、子どもの周辺にはそれを阻害する有害なテレビ番組、インターネット、雑誌などが氾濫しています。

それらの有害環境から子どもたちを保護するために、学校では、性やタバコ・アルコール・薬物等に関する指導や、氾濫する情報に対して正しい認識が持てるよう情報教育を推進していきます。

また、当市では悪影響をおよぼす環境の浄化をするため、「青少年育成市民会議」を通して、県・警察と連携し、子どもたちへの有害商品の販売抑制や、陳列場所の配慮等、経営者に対し要請していきます。

(3) 高齢者

【現状と課題】

少子高齢化の進行の激しい島根県の中でも、当市は県内8市のうち高齢化率が最も高く、 今後も高齢者夫婦世帯、高齢者一人暮らし世帯は増加傾向にあると思われます。

2007 (平成19) 年に実施した「市民意識調査」では、「高齢者が暮らしていく上で、現在の社会をどのように感じていますか」の問いに、全体の約6割が「暮らしにくい社会である」と高齢者の現状を捉えています。

また、「高齢者の人権を守ることに必要なこと」としては、「高齢者が自立して生活しやすい環境を整える」、「認知症を理解し、介護等の施策を整える」、「高齢者と他の世代との交流を積極的に行い理解を深める」との意見が多くみられました。このような状況を捉え、介護サービスや介護予防の取組の充実、高齢者の権利擁護の推進、高齢者が地域で活躍できる環境の整備など市民だれもが安心して高齢期を過ごせる社会の実現を図る必要があります。

【施策の基本的方向】

高齢者を保護、福祉の対象として捉えるのではなく、権利の主体として各人の心身の状況に応じたサービスの提供を行うとともに、高齢者自身が社会を支える一員として積極的に社会参加ができ、持ちうる自己の可能性を発揮し、自立と尊厳を持って健やかに生活できるよう施策の展開を図ります。

【具体的施策】

ア. 高齢者の尊厳を支えるケアの推進

要介護状態にならないための予防、要介護状態になった場合でもできる限り住み慣れた地域で自立した生活を営めるように必要なサービスを総合的・一体的に利用できるケア体制の充実を目指し、介護保険制度が運営されています。しかし、近年は認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加など、高齢者を取り巻く状況はさらに変化してきています。このような情勢の中、例え介護を必要とする状態になっても、自分の意思で自分らしい生活を送ることを可能とすること、すなわち「高齢者の尊厳を支えるケア」の実現を目指し、関係団体との連携のもと、介護サービスの充実や介護予防・地域ケアの推進、高齢者虐待の早期発見・未然防止や成年後見制度(*6)の活用など実効ある権利擁護の仕組みづくりを図ります。

イ. 就労、社会参加の促進

豊かで活力のある社会を実現していくためには、高齢者の意欲と能力に応じた就労の 機会確保や高齢者が積極的に社会参加できる環境が重要です。高齢者が持つ豊富な経験 や技術、知識が、職場や地域活動に生かされ、自らの生活安定と生きがいを得ることができるような環境づくりを目指します。

就労を促すための対策として公共職業安定所や県雇用促進協会等関係団体との連携を 図り就労の機会確保に努めます。

また、高齢者の地域活動を充実させるため老人クラブの組織基盤の強化と育成などを 図り、会員のニーズや地域の実情に応じた老人クラブの育成支援に努めます。さらに、 子ども会等との交流事業など高齢者の世代間交流の機会を支援し、相互理解や連帯感が 深まるよう推進します。

ウ. 相談体制・地域ケア体制の整備

大田市地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、総合的な窓口として、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる情報提供と支援を行います。同様に市社会福祉協議会においても権利擁護などの相談に応じ適切な情報提供を行うほか、認知症高齢者など判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かりサービス等を行う日常生活自立支援事業を実施します。

また、本人の判断力が著しく低下し、保護や支援を必要とする高齢者に対し、関係機 関と連携を取りながら成年後見制度の利用促進に努めます。

地域ケア体制については、効率的かつ効果的な支援を行うため、介護保険サービスは もとより、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動など、各種関係機関の 連携体制の確立等を行うことによって、地域において複合的なニーズに対応できる地域 福祉力によるケア体制の整備に努めます。

(4) 障害者

【現状と課題】

地域社会において、障害のあるなしに関わらず、市民だれもがそれぞれかけがえのない個性をもったひとりの人間として尊重されなければなりません。

国においては、1993(平成5)年3月、10年間の我が国の障害者施策の基本的な方向を示す計画として「障害者対策に関する新長期計画」が策定されました。さらに同年12月には、「障害者基本法」が改正され、障害者の自立と社会参加を一層促進するため、国の障害者施策に関する計画の策定が義務づけられ、これを受けて障害者の生活全般にわたる様々な施策が総合的に行われています。

しかし、全国的には、障害や障害者に対する無理解や誤解が差別や偏見を生み出しています。2007(平成19)年に実施した「市民意識調査」によると「障害者に対しての差別や偏見」について、「差別がある」との意見が57.5%となっており、約6割が障害者に対する差別や偏見の存在を認識しています。社会を構成するすべての人が、障害者の様々な問題について理解を深め、共通の認識を得ていくことが極めて重要であり、そのためには、広報や研修等の様々な手段を活用した啓発活動を充実する必要があります。さらに、人権意識の醸成や障害者雇用については、行政が率先して進めていく必要があることから、障害者理解を図る研修を人権教育の一環として位置づけ、取り組んでいくことが必要です。

また、障害者が地域生活を送る上で、ボランティアの果たす役割は大きく、その担い手の確保と活動の活性化が求められています。そして、ボランティア活動を活性化していくためには、ボランティアを必要とする人とボランティア活動を行う人とをつないでいくことが重要です。そのためにも、障害者のニーズ把握及びボランティア活動の広報活動を推進するとともに、ニーズと活動をつなぐ調整機能の充実を図ることが求められています。さらに、障害者が地域の一員として生活のできる共生社会を実現するためには、幼少期からの様々な体験等を通じた福祉教育を推進していく必要があることから、現在、市内の小中学校において、総合的な学習の時間に、障害者本人や障害者福祉従事者による講演会や手話通訳体験等を実施しています。

また、市民に対しても、様々な機会を通じて障害者に対する認識を求める取組を推進していく必要があります。

【施策の基本的方向】

ノーマライゼーション (*7) の理念のもと、「障がいのあるなしに関わらず、だれもが 住みよく、安心・やすらぎを感じるまちづくり」を基本理念とした「大田市障がい者計画」 (2008(平成20)年3月策定)に沿って、障害者が地域において自立して生活し、市民だ れもが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図ります。さらに、 障害及び障害者に関する理解を促進し、幅広い市民の参加による啓発・広報活動を推進し ます。

【具体的施策】

ア. 障害及び障害者理解を図る取組の推進

障害及び障害者に対する正しい理解を図るために、毎年12月の「障害者週間」に併せ た啓発イベントをはじめ、広報等による啓発活動を推進します。

また、障害のある人とない人との社会交流の場づくりを進めるとともに、障害者の社会参加の促進を図るため障害者スポーツや文化イベントの振興に努めます。

イ. 障害者の雇用・就労支援体制の整備

障害者の職業生活における自立を実現するための就労支援等を進める島根県障害者就労支援センター(大田圏域)が設置されたことに伴い、障害者理解や障害者雇用制度の周知を図るための「障害者雇用セミナー」の開催、障害者雇用に積極的な事業所の業務内容を直接理解することで本人の就労意欲を促す職場見学の実施、障害者雇用の契機づくりとして障害者の就労実習の実施等、就労支援センター等関係機関と連携を図りながら、障害者の雇用促進に努めます。

ウ. 自立支援・相談支援体制の整備

市の福祉相談窓口と併せて、市内の2事業所に委託した障害者相談支援事業所での専門的な相談支援や在宅の身体障害者に対して、身体障害者自身がカウンセラーとなって相談支援を行う「ピアカウンセリング(*8)」事業(市委託事業)を実施します。

また、島根県が設置する「身体障害者相談員」、「知的障害者相談員」による障害者相談支援業務の実施、さらに、市社会福祉協議会においても権利擁護などの相談に応じ適切な情報提供を行うほか、判断能力が不十分な障害者に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業を実施します。そして、障害者本人の権利や財産を守るために法律で支援する成年後見制度については、関係機関と連携を取りながら利用促進を図ります。

エ. ボランティア活動の促進

当市では、市社会福祉協議会をとおして、障害者が必要とするボランティアニーズの 把握に努めながら、そのニーズがボランティア活動につながるように総合調整機能の充 実に努めます。

また、ボランティア体験や各種講座、研修会、広報活動等を通じて、市民のボランティア意識の醸成を図るとともに、ボランティアの育成と活動支援を進めていきます。

オ. 福祉教育の推進

学校教育等において、総合的な学習の時間に、障害者本人や障害者福祉従事者による 講演会や手話通訳体験等の実施を行うなど、幅広い交流や活動を通じた福祉教育を促し、 障害者福祉にかかる認識を深めていきます。

また、公民館を中心とする社会教育施設において、人権教育等、多様な学習機会の提供に努め、障害者の認識を深める取組を推進していきます。

カ. 公共的施設等のバリアフリー化の推進

「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」(2000(平成12)年4月施行)の考え方・整備基準を踏まえ、障害者・高齢者等が利用しやすい公共的施設等のバリアフリー(*9)化の整備と啓発活動を推進していきます。

(5) 同和問題

【現状と課題】

同和問題は、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる問題であり、我が国固有の人権課題です。1965(昭和40)年の「同和対策審議会答申」において、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題」であり、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との基本的な認識を示しました。

この答申を受けて、1969(昭和44)年に「同和対策事業特別措置法」が制定され、その後2002(平成14)年までの33年間に2度にわたって改正延長された「特別措置法」に基づき、同和対策事業や同和教育など、同和問題解決に向けた様々な取組が実施されてきました。

旧大田市においても、特別措置法に伴う各種の対策事業を実施してきました。その結果、指定地区においては、生活環境の改善をはじめとする格差是正は、一定の成果を上げてきました。1977(昭和52)年に設置した大田市隣保館(現おおだふれあい会館)では、生活相談事業の充実、講演会や研修会の開催、さらに教養講座を通しての啓発、「隣保館だより」の発行などの取組を進めてきました。

また、合併前のそれぞれの旧市・町では、地域社会における同和教育を推進するため「同和教育推進協議会」を結成し、住民参加による活動を進めてきました。旧大田市では、2001 (平成13)年に、「大田市人権施策推進基本方針」を策定、旧温泉津町では1999 (平成11)年に「温泉津町同和問題啓発・教育基本構想」を、旧仁摩町でも、同年に「同和問題の解決をめざす啓発・教育基本構想」をそれぞれ策定し、これらの方針に基づきながら、教育・啓発に努めてきました。

しかし、2007 (平成19) 年に実施した「市民意識調査」では、「仮にあなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか」の質問に対して、「絶対に結婚を認めない」が1.5%、「家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない」が5.6%で、合わせて7.1%が「結婚を認めない」と回答し、「親としては反対するが、子どもの意志が強ければ仕方ない」が32.3%となっており、これらを合わせると、39.4%が反対の意志を示しています。

また、「同和問題の解決に対する態度」についての質問では、「基本的人権に関わる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきである」が約5割となっていますが、残りの5割は、消極的な意見や無関心な意見となっており、未だ結婚問題をはじめ、差別意識が社会の中に根深く存在していることが認められます。

また、インターネットを悪用した差別事象の発生など新たな問題も全国的に起こっており、今なお、差別事象は跡を絶たない状況にあります。

このほか、同和問題を口実に不法、不当な行為や要求を行う、いわゆる「えせ同和行為」などの同和問題の解決を阻害する問題も発生しており、今後も同和問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、同和問題解決に向けた主体的な取組を促進するため、さらなる教育・啓発の推進が求められています。

【施策の基本的方向】

差別意識の解消にあたっては、市民一人ひとりが、自らの課題として解決に向け主体的に取り組んでいけるよう一層の教育・啓発を推進します。

また、「特別措置法」に基づく特別対策は、2002(平成14)年3月末をもって終了しましたが、法の失効が同和問題解決に向けての取組の終結を意味するものではなく、今後も解決しなければならない課題の把握に努めるとともに、必要な事業は、一般対策として取り組んでいきます。

【具体的施策】

ア. 差別解消に向けた人権・同和教育、啓発の推進

○ 学校教育における取組

学校教育においては、教職員自身が同和問題の解決を自らの課題として捉え、人権 尊重・差別撤廃の実践力を培えるよう各種研修を実施します。そして、児童・生徒の 発達段階に応じた人権・同和教育を実践していきます。

○ 社会教育における取組

同和問題に対する理解と認識を深め、日常生活において、自らの課題として差別意識解消に取り組むことができるよう、人権センターとしての隣保館を核に「移動隣保館」を充実し、社会教育の拠点施設である公民館並びに社会教育関係団体等と連携しながら、教育・啓発を進めていきます。

○ 多様な啓発・学習形態の工夫

同和問題の啓発・学習については、参加者の学習ニーズの把握に努めるとともに、 参加型から参画型までの多様な学習会・研修会の開催、インターネットやケーブルテ レビ (*10) を活用した啓発情報の発信など、その企画にも努めます。

○ 地域指導者の養成

同和問題の早期解決に向けて、地域での自主的な活動を広げるため、地域の指導者を養成することが重要です。隣保館における人権学習の充実や県が実施する「人権・同和教育地域中核指導者養成講座」等への参加により、リーダーの育成を図ります。

イ. 隣保館活動の充実

同和問題をはじめとする様々な人権問題解決のためのセンターとして、移動隣保館活動などの啓発・研修事業や、隣保館だよりの発行などの情報発信をはじめ、生活相談などの各種事業を、総合的に実施します。

きめ細かい生活相談を行うことにより、実態や課題、地域住民のニーズの把握に努めるとともに、関係機関、関係団体等と連携を取りながら課題の解決に努めます。

また、住民交流の場となる開かれたコミュニティセンターとして、広く市民を対象と した人権啓発や学習の場を提供していきます。

ウ. 教育・就労問題への取組

○ 進路保障の取組

同和地区児童生徒をはじめ様々な困難を抱えている児童生徒が、自らの進路をたくましく切り拓いていこうとする態度や能力を身に付けていくよう学力の向上と、奨学金制度の周知・活用を図るなど、進路保障の取組を進めます。

○ 就労問題への取組

就職の機会均等を確保し、雇用を促進して職業の安定を図ることは、同和問題解決のための重要課題の一つです。

就職に関する差別をなくすため、公共職業安定所をはじめ関係機関と連携し、雇用 主に対して公正な採用選考のための研修会の実施、身元調査の根絶、同和問題につい ての啓発を行います。

また、隣保館の生活相談等で把握した就職困難者については、関係機関と連携しながら、その解決に努めます。

(6) 外国人

【現状と課題】

総務省による「多文化共生の推進に関する研究会報告書」では、在住外国人を取り巻く 課題として、日本語によるコミュニケーションが困難なことによる様々な問題や、行政の 仕組みや地域にかかわる情報や知識が不足し、行政サービスを受けることが困難な状況を 抱えていると報告しています。

また、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「我が国の歴史的経緯に 由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店 拒否など様々な人権問題が発生している」と述べられており、外国人の人権問題が大きな 課題となっています。

当市は、韓国大田廣域市と1987(昭和62)年に姉妹都市縁組を締結し、以来中学生交流などを中心とした国際交流や韓国語講座、料理教室などの各種講座を開催することで異文化理解の促進を図ってきました。

また、在住外国人に対しては、民間ボランティア団体による日本語教室も開催されています。

当市の外国人登録者数は2008(平成20)年12月末現在、19カ国300人と増加傾向にあり、また、石見銀山遺跡の世界遺産登録により世界各国からの観光客が増加していることから、市民が外国人に接する機会は増加しつつあるといえます。このような状況の中、外国人に対する様々な対応や支援、また、市民に対する更なる国際理解の推進など、多様な文化を尊重しながら共に生きる「多文化共生社会」の実現に向けた取組がますます必要となっています。

【施策の基本的方向】

国際交流の進展や在住外国人の増加に伴い、他国の人やその文化に触れる機会が増えています。異文化を自らの文化の価値観で一方的に評価するのではなく、異文化が独自に培ってきた価値観を理解し、多様な文化を持つ人々が、自国の文化に誇りを持つと同時に、地域に居住する同じ住民として、「共に生きる社会」の構築に協力し合うことが求められています。そのために、在住外国人に対しては、日本語の学習機会の提供や市を中心とした相談体制・住民窓口での対応の充実、市民に対しては、外国人との交流促進、異文化理解等のための啓発活動の推進が必要であることから、県や関係機関、関係団体等と連携し、「多文化共生社会」の実現を目指して取り組んでいきます。

【具体的施策】

ア. 差別解消のための啓発の推進

現在実施している交流事業や国際理解のための講座などを通じて、市民の異文化理解の促進と啓発活動に努めます。

また、外国人に対する差別や偏見の解消のため、学校や家庭、職場、地域などにおいて、正しい理解を育むよう啓発活動を推進します。

イ. 外国人支援体制の充実

日本語が不自由な外国人に対して多言語による情報の提供に努めるとともに、地域に居住する同じ住民として共に生きる多文化共生社会の構築に向け、県やしまね国際センター、日本語教室等の民間団体と連携しながら、相談体制の確立と日本語、日本文化を理解するための支援体制の充実に努めます。

(7) 患者及び感染者等

【現状と課題】

国が策定した「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」には、ハンセン病、 HIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染者とエイズ患者に対する差別や偏見の克服が重要課題の一つとして取り上げられています。

ハンセン病については、1873(明治 6)年に「らい菌」が発見され、その後の研究で非常に病原性の低い菌であることが分かったにもかかわらず、関係者の家を大がかりに消毒したり、強制的に患者を隔離するという政策を続け、「とても怖い病気である」という誤った認識や偏見を助長させました。それにより、患者だけでなく、その家族も近所づきあいから疎外され、結婚や就職を拒まれたり、住み慣れた住居の移転を余儀なくされるなどの差別や偏見を受けてきました。

また、HIV感染について、これまで正しい知識や理解の不足、偏見から差別意識を生み、HIV感染者やエイズ患者の多くは、医療の拒否、就職や入学の拒否、職場の解雇など日常生活の中で多くの不利益を受けています。さらに、その他の感染症患者についても、同様の人権上の問題が生じています。

2007(平成19)年に実施した「市民意識調査」では、「もし、職場や地域などで日ごろ親しくつきあっている人がエイズの原因のウイルス(HIV)感染者であることがわかった場合、あなたはどうしますか」の問いに対して、「感染しないよう配慮しながらつきあう」が49.7%、「今までどおり親しくつきあう」が29.5%となっており、約8割が「つきあい継続」と回答していますが、残りの2割は、「わからない」、「できるだけつきあいをさける」と回答しています。

また、「ハンセン病回復者に関する事柄で問題があると思うのはどのようなことだと思いますか」の問いでは、「学校や地域での教育・啓発活動が不十分である」が47.8%、「ハンセン病回復者に対する偏見・差別が残っている」が43.4%となっており、この結果から、様々な感染症患者等に対する理解不足や、偏見、差別意識の存在が認められます。

大田市立病院においては、患者の権利に関する世界医師会リスボン宣言を踏まえ、「人としての尊厳性を保障される権利」をはじめとした患者の権利と義務を明確に位置づけ、それを尊重、保障して医療を提供することを宣言しています。そして、そのことについて院内での掲示、病院案内等の印刷物への掲載、病院ホームページでの掲示などにより、周知を図っています。今後も、患者の人権と主体性を尊重した医療の提供が求められています。

さらに、様々な感染症患者等について、正しい理解をするための啓発を推進していく必要があります。

【施策の基本的方向】

どのような疾病であっても、患者又は感染者ということで差別されてはなりません。一人ひとりが正しい認識を持てるよう啓発活動に努めます。

また、患者の人権に配慮した医療が行われるよう啓発に努めます。

【具体的施策】

ア. HIV感染者等に対する差別・偏見是正のための教育・啓発の推進

感染症患者の人権を重視した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律(感染症法)」の趣旨に沿って、感染症等に関する正しい知識の普及や情報の提供な どに努め、誤解や偏見・差別の解消を図ります。

特に若い世代に対しては、新成人へのエイズ予防の小冊子の配布等によるHIV感染症や性感染症についての情報提供、さらに、学校においては、エイズを予防する能力や態度を育てるとともに、HIV感染者やエイズ患者に対する不安や偏見・差別を解消するため、性教育を家庭や地域と連携して推進します。

イ. ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発の推進

ハンセン病は、治る病気です。「らい予防法」が1996(平成8)年に廃止されて以来、ハンセン病に対する社会の理解は、教育・啓発が進む中深まってきていますが、根強い偏見・差別は、未だ残っています。2009(平成21)年4月施行の「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」の趣旨にのっとり、今後さらに、ハンセン病の歴史・治療・現状等正しい知識の普及や、情報の提供などに努め、誤解や偏見・差別の解消に向けて取り組みます。

ウ. インフォームド・コンセントの普及

国・県の研修等を通じ、関係機関の協力を得ながら、インフォームド・コンセント(* 11)の推進に関する啓発に努めます。

(8) その他の人権課題

ア. 犯罪被害者及びその家族

犯罪被害者やその家族は事件の直接的な被害だけでなく、これに付随して、精神的・経済的に様々な被害を受けている場合が多くあります。2005 (平成17) 年には「犯罪被害者等基本法」が施行され、犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することなどが基本理念として定められました。

この基本法に基づいて、犯罪被害者等の人権についての正しい理解と認識を促進するよう啓発に努めます。

イ. 刑を終えて出所した人及びその家族

刑を終えて出所した人は、根強い偏見や差別意識により、社会の一員として円滑な社会復帰をすることが困難な状況におかれています。また、その家族も同様に偏見や差別にさらされることがあります。

刑を終えて出所した人が円滑な社会生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族や職場、地域社会などで周囲の人々の理解と協力が必要です。刑を終えて出所した人や、その家族の人権が侵害されることのないよう、偏見や差別の解消に向けた啓発に努めます。

ウ. インターネット等による人権侵害

高度情報化の進展に伴い、誰でも気軽に情報が受発信でき便利なメディアとしてインターネットや電子メールが急速に普及しています。その反面、発信者の匿名性が高いことなどから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、個人や団体にとって、さらには犯罪にもつながる有害な情報が掲載されるなど、深刻な人権侵害問題が全国的に発生しています。

法務局や関係機関等との連携を深め、インターネットによる人権侵害の早期発見を図り、「プロバイダ責任制限法(*12)」の趣旨を踏まえた迅速な削除依頼を行うなど、被害の拡大防止に努めます。

また、市民一人ひとりが情報化社会のもたらす影響について人権擁護の視点に立った 正しい知識を身に付け、情報の収集・発信における個人の責任や遵守すべき情報モラル についての理解が深まるよう啓発に努めます。

工. 性同一性障害者

性同一性障害とは、生物的な性別(からだの性)と心理的な性別(心の性)との間に 食い違いが生じることによって社会生活に支障をきたす医学的な精神疾患名です。性同 一性障害を抱える人々は、自分自身に対し強い違和感を持つと同時に、社会の無理解や 偏見、あるいは日常生活の様々な場面で奇異な目で見られることで、強い精神的な負担 を受けています。 性同一性障害についての正しい理解の促進と偏見や差別を解消し、誰もが自分らしく 生きることができる地域社会の実現に向けた啓発に取り組みます。

オ. アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心とした地域に先住していた民族であり、独自の文化や生活様式を育んできました。しかし、過去の同化政策によって、アイヌ独自の言葉や文化、信仰、生活習慣の一切を奪われ、その独自の文化が失われていきました。このようなアイヌの人々の歴史や文化について、認識不足などにより偏見や差別が依然として存在しています。

このような状況の中、2008(平成20)年6月、アイヌ民族を先住民族と認め、地位向上などの総合的な施策に取り組むことを政府に求めるため、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で採択されました。

こうした、決議などの趣旨に沿って、アイヌの人々への理解と認識が深まるよう啓発 に努めます。

力. その他

上記の人権課題以外にも、日本社会に存在する六曜や丙午(ひのえうま)、さらに、島根県特有の迷信として一部地域に見られる「きつねもち」等の非科学的で根拠のない迷信や因習に関わる人権課題、拉致問題など様々な人権課題が存在し、今後、社会経済構造の変化に伴い、新たな人権問題が表面化してくることが考えられます。

このような人権問題に対して、それぞれの問題に対する市民の正しい理解・認識と、 問題解決に向けての市民の積極的な態度を養うことができるよう啓発活動に努めます。

3. 施策の推進

「基本方針」については、広く市民の理解を得ると共に実効性のあるものにしていかなければなりません。そのために、概要版の活用やあらゆる機会を通した広報活動を行うとともに、人権問題について、市民一人ひとりが認識を高め、差別や偏見のない社会の実現を目指すために、教育・啓発の推進組織や関係機関等と連携・協力して、人権教育・啓発の推進を図ります。

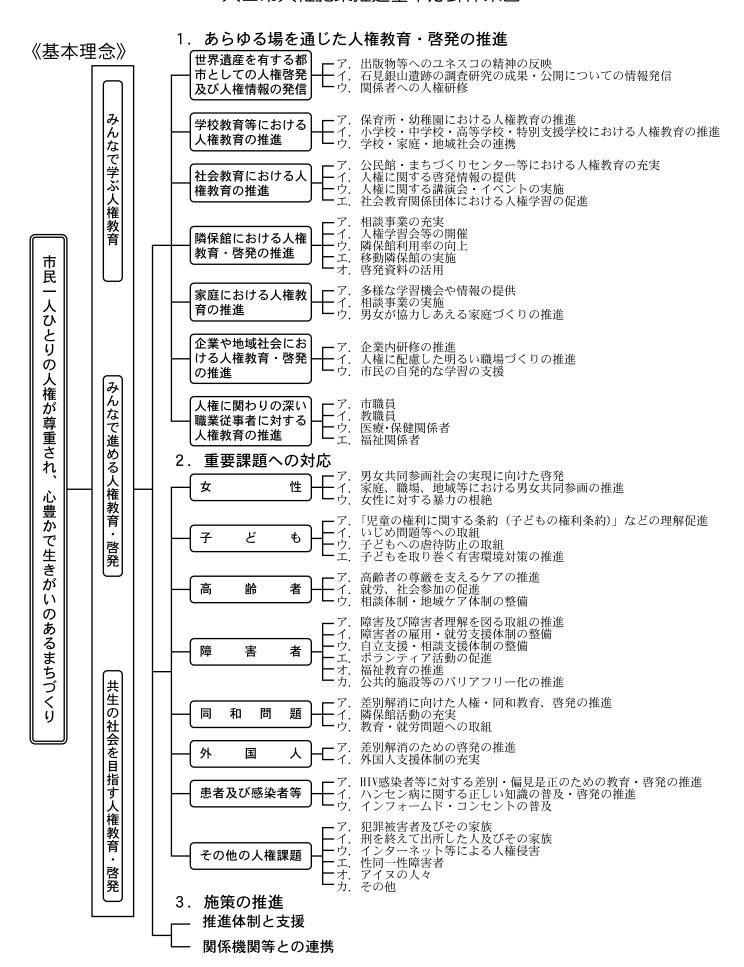
(1)推進体制と支援

この「基本方針」については、広く市民の理解を得ると共に実効性のあるものにしていかなければなりません。そのために、市役所内で組織する「大田市人権意識啓発推進会議」、並びに、識見を有する者・関係団体の代表等をもって組織する「大田市人権教育・啓発推進協議会」の提言を取り入れながら、市政のあらゆる分野で人権教育・啓発を推進するとともに、広報や市のホームページ等を通じて、人権情報の提供等に努めます。

(2) 関係機関等との連携

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、国・県・市の行政機関がそれぞれの役割に応じて協力しあい、連携していくことが重要です。そのため、今後とも国・県の施策と連携するとともに、企業、ボランティア組織、自主的な学習グループなどの民間団体も大田市の人権教育・啓発の重要な担い手として位置付け、これらの活動の支援を行い、連携・協力して、地域の実情に応じた人権教育・啓発の推進を図ります。

大田市人権施策推進基本方針体系図



用 語 解 説

*1 国際人権規約

世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的で包括的な規約です。社会権規約(略称A規約)と自由権規約(略称B規約)及び二つの選択議定書からなります。

この規約は、1966 (昭和41) 年の第21回国連総会において採択され、1976 (昭和51) 年に発効しました。日本は1979 (昭和54) 年にA規約とB規約を批准しました。

*2 ドメスティック・バイオレンス(DV)

一般的には、「配偶者やパートナーなど親密な関係にある人、あった人からふるわれる暴力(身体的・精神的・性的暴力)」のことをいいます。

*3 セクシュアル・ハラスメント

相手を不快にさせる性的な言動をいいます。身体への不必要な接触、性的なうわさの流布、 多くの人の目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示なども含まれます。セクシュアル・ハラ スメントに該当するかどうかは、基本的には言動の受け手がそれを不快に感じるかどうかによ って決まります。

*4 ストーカー

2002 (平成14) 年に施行された「ストーカー行為等の規制等に関する法律 (ストーカー規制法)」では、特定の者に対する恋愛感情などの好意の感情または、それが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者又は家族等に対して行う「つきまとい」や「無言電話」などの8つの行為を「つきまとい等」と規定し、同一の者に対し「つきまとい等」を反復してすることを「ストーカー行為」と規定しています。

*5 ネット掲示板

電子掲示板ともいい、ネットワークを利用して、複数の人がコンピュータで同じインターネット上のホームページ等に読み書きを行うことができる仕組みのことで、業務連絡や友達同士での情報のやり取りに利用されます。省略して、掲示板と呼ばれたり、BBSと呼ばれたりすることもあります。

*6 成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を、保護し、支援するのが成年後見制度です。

*7 ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々を特別視するのではなく、社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きる社会を実現するべきという考え方です。

*8 ピアカウンセリング

ピアカウンセリングとは「障害を持つ当事者こそが専門家である」との考え方のもと、一定の専門性を持った障害当事者がカウンセラーとなり、心理面・経験面でのサポート、仲間づくり、制度利用の支援等を行うものです。

「ピア」とは、「仲間、対等の」という意味で、共通の経験や背景を持つ仲間同士が、対等な立場で話を聞き合うなど、相互の支援活動を行うことです。

*9 バリアフリー

障害者や高齢者などの社会的弱者が社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去するという意味。段差等の物理的障壁の除去の意味で使われることが多くありますが、より広く、社会的弱者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用います。

*10 ケーブルテレビ

地上波放送や衛星放送をケーブルテレビ局で一括受信し、ケーブルテレビ局と各家庭を直接 光ケーブルや同軸ケーブルで結ぶことで、自主放送を含めた多彩な番組放送を提供するシステムです。

大田市では、2009 (平成21) 年度までに市内全域にケーブルテレビ網を構築し、市内の情報格差を是正することで、情報の共有化による地域の活性化を図り、安心・安全な誰もが住みよいまちづくりの実現を目指しています。

*11 インフォームド・コンセント

医学的処置や治療に先立って、医師が患者に対し病状や治療目的、治療の危険度等について 必要な情報を提供し、患者の自己決定の同意を得た上で治療等を行うことです。

*12 プロバイダ責任制限法

正式には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」といいます。

特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者(プロバイダ、サーバの管理・運営者等。以下「プロバイダ等」という。)の損害賠償責任の制限と発信者情報の開示を請求する権利について定めた法律です。

例えば、インターネットや携帯電話の掲示板などで誹謗中傷を受けたり、個人情報を掲載されて、個人の権利が侵害されるなどの事案が発生した場合、プロバイダ等に対して削除を要請しますが、プロバイダ等がこれらを削除したことについて、権利を侵害する情報の発信者から損害賠償の責任を免れるというものです。

また、このような権利を侵害する情報を発信した者の情報の開示請求ができることも規定しています。

資 料 編

大田市人権教育・啓発推進協議会設置要綱

平成17年10月1日 告示第55号

(設置)

第1条 大田市人権施策推進基本方針に基づき、大田市における人権教育・啓発活動の推進を図るため、大田市人権教育・啓発推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査及び審議する。
- (1) 大田市人権施策推進基本方針に関すること。
- (2) 人権問題の市民への啓発及び広報活動に関すること。
- (3) 人権問題の解消に向けた指導者養成その他の研修活動に関すること。
- (4) おおだふれあい会館の運営に関すること。
- (5) その他必要と認められる事項
- 第3条 協議会は、委員22人以内をもって組織し、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。
- (1) 識見を有する者
- (2) 自治会、女性団体及び青年団体の代表
- (3) 産業経済団体の代表
- (4) 関係団体の代表
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 副市長
- (7) 教育長

(任期)

- 第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は会長が召集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (庶務)
- 第7条 協議会の庶務は、総務部人権推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮りこれを定める。 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱された日から 平成19年3月31日までとする。
- 附 則 (平成19年告示第25号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年告示第50号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

大田市人権教育・啓発推進協議会委員名簿

選出区分	委 員 氏 名	推薦団体又は所属	備考
識見を有する者	井 野 隆	大田市公民館連絡協議会	副会長
"	岩 根 是 重	大田市教育委員会	
"	江 下	大田市民生児童委員協議会	
"	塩 谷 裕 志	大田市議会	
"	山内 アキヱ	出雲人権擁護委員協議会	
自治会の代表	吾郷 忠 芳	大田市自治会連合会	
女性団体の代表	岩谷三恵子	大田市婦人団体連絡協議会	
青年団体の代表	森 山 仁	大田市青年協議会	
産業経済団体の代表	西山 真治	大田商工会議所	
関係団体の代表	岩谷博	大田市社会福祉協議会	会 長
"	尾﨑康治	部落解放同盟島根県連合会大田支部	
"	清 水 信 江	大田地域人権運動	
"	中島シゲ子	全日本同和会島根県連合会大田支部	
"	中 田 俊 光	大田市障害者関係団体連絡協議会	
"	大原 俊市	大田市老人クラブ連合会	平成19年4月1日 ~平成20年5月14日
"	山口 俊行	n	平成20年5月15日 ~平成21年3月31日
"	小 林 太	大田市PTA連合会	平成19年4月1日 ~平成20年5月7日
"	和 田 弘 文	n	平成20年5月8日 ~平成21年3月31日
関係行政機関の職員	小 原 秀 俊	島根県西部人権啓発推進センター	
"	茅島誠	大田市校長会	平成19年4月1日 ~平成20年3月31日
"	坂 根 幸 夫	n	平成20年4月1日 ~平成21年3月31日
"	佐々木 友孝	n	
"	脇 坂 喜 啓	石見大田公共職業安定所	平成19年4月1日 ~平成20年3月31日
"	松下忠司	n	平成20年4月1日 ~平成21年3月31日
副市長	蓮 花 正 晴	大田市副市長	
教育長	小 川 和 邦	大田市教育委員会教育長	

日本国憲法(抄)

昭和21年11月 3日公布 昭和22年 5月 3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の 法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする 各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。 又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。 第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

- ② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- ③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- ② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- ③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条

学問の自由は、これを保障する。

第24条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、 維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、 法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- ② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- ③ 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

世界人権宣言

1948年12月10日 第3回国連総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、 恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国連憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国連総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的なもしくは屈辱的な取扱もしくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判 所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公平な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において 法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰は課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭もしくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害からの避難を他国に求め、かつ、これを他国で享有する権利を有する。
- 2 この権利は、非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為をもっぱら原因とする訴追の場合に は、採用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつく る権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、婚姻の意思を有する両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべての人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由を享有する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由を享有する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的な集会及び結社の自由を享有する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利の実現に対する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、労働し、職業を自由に選択し、公平かつ有利な労働条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の労働に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 労働する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公平かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに加入する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。 第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活 水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の 場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を享有する。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無 償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用 できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなけ ればならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的もしくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあつてのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たつては、他人の権利及び事由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。 第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画

平成9年7月4日 人権教育のための国連10年推進本部

平成6年(1994年)12月の国連総会において、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議された。

これを受けて、政府は「人権教育のための国連10年」に係る施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、平成7年(1995年)12月15日、閣議決定により、内閣に人権教育のための国連10年推進本部を設置した。

推進本部は平成8年 (1996年) 3月18日、第1回会合を開催し、政府として積極的な取組を推進していくことを確認した後、国内行動計画の策定作業を進め、平成8年 (1996年) 12月6日に、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画(中間まとめ)を公表した。

その後、推進本部においては、中間まとめに対して各方面から寄せられた意見等に十分配慮しつつ検討を進め、このたび「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を取りまとめた。

人権教育のための国連10年推進本部は、この国内行動計画に掲げられた諸施策の着実な実施等を通じて、人権教育の積極的推進を図り、もって、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を期するものである。

(注)「人権教育」とは、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために 行う研修、普及及び広報努力」と「人権教育のための国連10年行動計画」において定義されている。

1. 基本的考え方

(1) 冷戦終了後、東西対立の崩壊とともに、世界各地で地域紛争やこれに伴う顕著な人権侵害、難民発生など、深刻な問題が表面化した。しかし、一方で東西対立の崩壊は、国際社会全体での議論を可能とする環境を創り出し、人権に取り組む気運が高まった。

平成5年(1993年)には、世界人権宣言採択45周年を機に、これまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題、今後進むべき方向を協議することを目的としてウィーンにおいて世界人権会議が開催された。この会議は全ての人権が普遍的であり、人権が正当な国際的関心事であることを確認し、人権教育の重要性を強調した点で重要な出来事であった。以後、国連としての人権に対する取組も強化され、平成6年(1994年)には人権問題を総合的に調整する役割を担う国連人権高等弁務官が創設されたほか、第49回国連総会(平成6年(1994)年12月)では「人権教育のための国連10年」を決定する決議が採択された。また、平成7年(1995年)9月に北京で開催された第4回世界女性会議においては、女性の権利は人権であることが明確に謳われるとともに、人権教育の重要性が指摘された。こうした動きは、人権に対する国際的関心が結晶化したものである。

人権の擁護・促進のためには、そもそも人権とは何かということを各人が理解し、人権尊重の意識を高めることが重要であり、人権教育は、国際社会が協力して進めるべき基本的課題である。

(2) 人権教育の推進に当たっては、このような国際的潮流とともに、平成8年(1996年)5月17日の地域改善対策協議会意見具申に述べられている次のような認識を踏まえることが重要である。「今世紀、人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえのないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種、民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、『平和のないところに人権は存在し得ない』、『人権のないところに平和は存在し得ない』という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は『人権の世紀』と呼ぶことができよう。

我が国は、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約に加入している。 懸案となっていた『あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約』(人種差別撤廃条約) にも加入した。 世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、全ての人の人権が尊重され、あらゆる差別の 解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』である 21世紀に向けた我が国の枢要な責務というべきである。」

- (3) 翻って我が国社会を見ると、依然として、様々な人権問題が存在している。また、近年、著しく国際化、ボーダーレス化が進展している状況下において、広く国民の間に多元的文化、多様性を容認する「共生の心」を醸成することが何よりも要請される。このため、各種の啓発と相まって、人権に関する教育の一層の充実を図る必要がある。さらに社会の複雑化、個々人の権利意識の高揚、価値観の多様化等に伴い、従来あまり問題視されなかった分野においても各人の人権が強く認識されるようになってきたことから、新たな視点に立った人権教育・啓発の必要性も生じてきている。このような我が国の現状に鑑みると、「人権教育のための国連10年」は、全ての人権の不可分性と相互依存性を認識し、人権尊重の意識の高揚を図り、もって「人権」という普遍的文化の創造を目指すものであって、その意義は極めて重要である。
- (4) この国内行動計画は、憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の 趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、我が国において人権という普遍的文化を構築すること を目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うことを目標とする。

また、人権教育を進めるに当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取組を強化するとともに、本10年の展開において、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組むこととする。

- (5) さらに、我が国は人権分野でも国際社会において積極的な役割を果たして行くべきであり、特に国連を始めとする人権関係の国際的フォーラムは重要である。そのためにも、我が国の国民の生活が深く他国の国民の生活と結びついていることを認識しつつ、人権教育の推進を通じ、他国・他地域の人権状況についても関心を深め、国内外の人権意識の高揚を図っていくことが必要である。また、本10年の実施に当たっては、国内的実施措置とともに、国際社会、なかんずくアジア太平洋地域の国々と協力・協調して人権教育を促進していくとの視点が必要である。
- (6) また、人権の問題は、国民一人一人が人権の意識を高め、他者の価値を尊重する意識、態度の涵養が重要である。このためには、政府の果たす役割とともに、地方公共団体、民間団体等に期待される役割も大きい。このため、地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野において、この行動計画の趣旨に沿った様々な取組を展開することを期待する。政府としては、この計画を実施するに当たっては、これらの団体等の取組、意見に配慮する。また、人権教育を広く国民各層に浸透させるため、様々な機会をとらえて「人権教育のための国連10年」の趣旨等を広める必要がある。

2. あらゆる場を通じた人権教育の推進

(1) 学校教育における人権教育の推進

学校教育においては、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神にのっとり、人権教育を推進する。その際、依然として様々な人権問題が存在していることを踏まえ、初等中等教育においては、幼児児童生徒がすべての人の人権を尊重する意識を高める教育を一層充実する。また、大学教育においては、それまでの教育の成果を確実なものとし、人権意識を更に高揚させるよう配慮する。特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

- ① 初等中等教育において、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等の特質に応じながら、 各学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にした教育を推進する。なお、幼 児期の教育においては、幼児の発達の特性を踏まえ、人権尊重の精神の芽生えを育むことに努める。
- ② 研究指定校等による実践的調査研究や各種資料の作成等により、人権教育に関する指導内容・方法を充実させる。また、このような趣旨を実現するため、地方公共団体や学校による、地域や学校の実態に即した取組を一層促進する。さらに、教員等を対象とする各種研修や情報の提供等により学校における人権教育を支援する。
- ③ 各大学における人権に関する教育・啓発活動について、一層の取組に配慮する。

(2) 社会教育における人権教育の推進

社会教育においても、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、人権尊重の意識を高める教育が推進されてきており、今後とも、人権を現代的学習課題の一つとして示した生涯学習審議会答申(平成4年(1992年)7月)等を踏まえ、生涯学習の振興のための各種の施策を通じて、人権に関する学習を一層推進していく

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

- ① 公民館を始めとする社会教育施設を拠点とした学級・講座の開設、ボランティア活動の推進を図るとともに、大学の公開講座の実施等により、人権に関する学習機会を充実させる。
- ② 人権に関する学習活動を総合的に推進するための事業を実施する。
- ③ 非識字問題の解消を図る識字教育を充実するとともに、障害者等の学習機会を充実させる。
- ④ 人権に関する学習活動のための指導者養成、資料の作成、学習情報提供・学習相談体制の整備・充実を図る。
- (3) 企業その他一般社会における人権教育等の推進

企業その他一般社会においても、人権思想の普及・高揚のための人権教育・啓発を推進しているところであるが、人権尊重の意識のさらなる高揚を図るため、特に以下の施策を推進する。

- ① 人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策について調査研究する。
- ② 一般社会における人権教育の手法等に関する調査研究、人権教育に関するプログラムの開発及び人権擁護に関するマニュアル、パンフレット、教材、資料等の作成を行い、これによる効果的な啓発活動を推進する。
- ③ 世界人権宣言を始めとする国連人権関係文書の趣旨の普及・広報及びマスメディアの活用を図る。特に世界人権宣言採択50周年に当たる平成10年(1998年)には、記念式典を始めとする各種記念事業を実施する。
- ④ 人権擁護委員を始めとする人権教育の指導者の育成及びボランティアの積極的活用を図る。
- ⑤ 人権に関する情報の整備・充実を行い、一般市民が利用しやすい環境を整備する。
- ⑥ 人権相談体制の充実により人権思想を普及・高揚させる。
- ⑦ 財団法人人権教育啓発推進センターにおける、人権教育及び人権啓発を推進し、支援するための活動に対して、関係省庁はこれを積極的に支援する。
- ⑧ 企業等に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・ 啓発を行う。
- (4) 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進

人権教育の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対して、人権教育に関する取組を強化する必要がある。

そこで、以下のとおり特定の職業に従事する者に対する研修等における人権教育の充実に努める。

① 検察職員

人権を尊重した検察活動を徹底するため、検察官及び検察事務官に対する各種研修における人権教育を 充実させる。

② 矯正施設·更生保護関係職員等

ア 刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所等の矯正施設における被収容者の人権の尊重を図る観点から、 矯正施設の職員の各種研修における人権教育を充実させ、施設の監督職員に対する指導を行う。

- イ 保護観察対象者並びに刑務所や少年院等矯正施設に在所中の者及び引受人等関係者の人権の尊重を図る観点から、保護司研修及び更生保護関係職員に対する各種研修における人権教育を充実・徹底する。
- ③ 入国管理関係職員

出入国審査、在留資格審査等の対象たる外国人及び入国者収容所等の収容施設における被収容者の人権の尊重を図る観点から、入国審査官、入国警備官等に対する各種研修における人権教育を充実させる。

④ 教員·社会教育関係職員

学校の教員や社会教育主事などの社会教育関係職員については、各種研修、資料の作成等を通じ、人権に 関する理解・認識を一層向上させる。

⑤ 医療関係者

医師・歯科医師・薬剤師・看護婦・理学療法士・作業療法士等医療関係者を育成する学校や養成所にお

ける人権教育を拡充する。

⑥ 福祉関係職員

ア 民生委員・児童委員に対する人権に関する研修を充実させる。

- イ ホームヘルパーや福祉施設職員に対する子ども、高齢者、障害者等の人権に関する研修を充実させる。
- ウ 社会福祉施設職員及び介護福祉士等の養成・研修に対し、人権意識の普及・高揚が図られるようその 教育研修の内容を充実させる。
- エ 保母養成施設など児童福祉関係職員養成所における子どもの人権についての教育を充実させる。

⑦ 海上保安官

法の励行に携わる海上保安官の人権を尊重する知識の涵養を図るため、海上保安大学校等の教育機関の 学生に対する人権教育、海上保安官に対する階層別研修における人権教育を充実し、質の向上に努める。

⑧ 労働行政関係職員

労働基準監督署職員及び公共職業安定所職員については、各種研修の場を通じ、人権に関する理解・認識を一層向上させる。

⑨ 消防職員

消防大学校において、消防職員に対し、人権教育を実施する。

⑩ 警察職員

人権を尊重した警察活動を徹底するため、「警察職員の信条」に基づく職業倫理教養の推進、適切な市民 応接活動の強化を始めとする被疑者、被留置者、被害者その他関係者の人権への配慮に重点を置いた職場 及び各級警察学校における教育訓練を充実させる。

① 白衛官

防衛大学校・各自衛隊の幹部候補生学校等における各教育課程での人権教育を推進する。

(12) 公務員

すべての公務員が人権問題を正しく認識し、それぞれの行政において適切な対応が行えるよう各研修に おける人権教育を充実させる。

③ マスメディア関係者

人権問題に関してマスメディアが大きな影響力を有していることに鑑み、マスメディアに従事する関係 者において人権教育のための自主的取組が行われることを促す。

3. 重要課題への対応

人権教育の推進に当たっては、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人等の重要課題に関して、それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下の平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する。

(1)女性

女性の人権に関しては、昭和54年(1979年)12月、第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択され、近年の国際会議においてもその重要性が大きく取り上げられている。

平成5年(1993年)6月にウィーンで開催された世界人権会議で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」において、男女の平等な地位及び女性の人権、特に女性に対する暴力の根絶が打ち出され、同年12月には第48回国連総会において、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択された。さらに、国連環境開発会議や国際人口・開発会議、社会開発サミットでも女性の人権の重要性が強調された。

平成7年(1995年)9月に北京で開催された第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」において「女性の権利は人権である」と謳われ、「行動綱領」では、「女性と健康」、「女性に対する暴力」、「女性の人権」、「女性とメディア」、「女児」等12の重大問題領域が設定され、具体的な行動が提案された。

国内的には、平成8年(1996年)7月、男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン-21世紀の新たな価値の創造-」が答申され、同年12月には、男女共同参画推進本部において、「男女共同参画2000年プラン-男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年(西暦2000年)度までの国内行動計画-」が策定された。

これらの動向及び「男女共同参画2000年プラン」を踏まえ、以下の取組を進める。

- ① 男女共同参画推進本部を中心に、男女共同参画社会の形成に向けて政府一体となった取組の一層の推進を図る。
- ② 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、政府が率先垂範して取組を進めるとともに、企業、各種団体等に対し協力要請を行い、社会的気運の醸成を図る。
- ③ 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革を図るため、人権週間、婦人週間等 多様な機会、多様な媒体を通じ、国民的広がりを持った啓発・広報活動を展開する。また、女性の権利に 関連の深い国内法令や、女子差別撤廃条約、第4回世界女性会議「行動綱領」等の国際文書の内容の周知に 努める。
- ④ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため、啓発等を行うとともに、働くことを中心に女性の社会参加を積極的に支援するための事業やその拠点施設の整備を実施する。
- ⑤ 農山漁村の女性が農林漁業・農山漁村の発展に対し、男性とともに積極的に参画できる社会を実現する ため、農林漁業や農山漁村社会でのパートナーである男性を含めた家庭及び地域社会において農山漁村の 女性の地位向上・方針決定への参画促進のための啓発等を実施する。
- ⑥ 性犯罪、売買春、家庭内暴力等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、厳正な取締りはもとより、被害女性の人権を守る観点から、事情聴取等を被害者の希望に応じた性別の警察官が行えるようにするなど、必要な体制を整備するとともに、事情聴取、相談等に携わる職員の教育訓練を充実する。
- ⑦ 外国人女性の人権を守る観点から、入国管理等に携わる職員に対する人権教育の充実を図る。
- ® 性の商品化や暴力表現が女性の人権を侵害している現状を改善し、女性の人権を尊重した表現を行うよう、また、方針決定の場に女性を積極的に登用するよう、メディアの自主的取組を促す。
- ⑨ 家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野における男女平等を推進する教育・学習を充実させる。また、 女性の学習・実践活動を通じた社会参加を促進する。
- ⑩ 我が国のイニシアティブにより国連婦人開発基金 (UNIFEM) 内に設置された「女性に対する暴力撤廃のための信託基金」に対して協力する。
- ① 女性に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。

(2) 子ども

基本的人権の尊重を基本理念に掲げる日本国憲法及びこれに基づく教育基本法、児童福祉法等の法令並びに 国際人権規約、児童の権利に関する条約等の国際条約の趣旨に沿って、政府のみならず、地方公共団体、民間 団体、学校、家庭等、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら幼児児童生徒の人権の尊重及び保護に 向けた取組を推進する。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

- ① 学校教育において、幼児児童生徒の人権に十分配慮し、一人一人を大切にした教育指導や学校運営が行われるよう、児童の権利に関する条約の趣旨・内容を周知する。また、社会教育においても、同条約の内容・理念が広く理解され、定着されるよう、公民館等における各種学級・講座等を開設し、学習機会を充実させる。
- ② いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、その解決のための真剣な取組を一層推進する。 また、児童生徒一人一人を大切にした個性を生かす教育、教員に対する研修の充実、教育相談体制の整備、 家庭・学校・地域社会の連携、学校外の様々な体験活動の促進など各種施策を推進する。
- ③ いじめ問題、虐待の防止など児童の健全育成上重大な問題についての総合的な取組を推進するとともに、 児童の権利に関する啓発活動を推進する。
- ④ 犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する 犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図る。
- ⑤ 児童買春、児童ポルノ、児童売買といった児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の共通の課題となっており、我が国としても、児童の商業的性的搾取の防止等について、積極的に取り組む。
- ⑥ 子どもの人権を守るための「子どもの人権専門委員」制度を充実・強化するとともに、電話相談を含めた人権相談体制を充実させる。
- ⑦ 保育所保育指針における「人権を大切にする心を育てる」ため、この指針を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。

(3) 高齢者

高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者がそれぞれの経験と能力を生かし、 高齢社会を支える重要な一員として各種の社会的な活動に積極的に参加できるための条件の整備を図る。

- ① 学校教育においては、高齢化社会の進展を踏まえ、主に社会科や道徳、特別活動において福祉教育を推進する。
- ② 高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加してもらうための条件整備を促進する。
- ③ 高齢者と他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の機会を充実させる。
- ④ 「敬老の日」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深める。
- ⑤ 高齢化が急速に進行している農山漁村において、高齢者が精神的、身体的、経済的、社会的な面において生涯現役を目指し、安心して住み続けられるよう支援する。
- ⑥ 高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用し、65歳まで現役として働くことができる社会を 実現するため、60歳定年の完全定着、継続雇用の推進、多様な形態による雇用・就業機会の確保のための 啓発活動に取り組む。
- ⑦ 虐待その他高齢者に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の高揚を図るための啓発を 行い、人権相談体制を充実させる。

(4) 障害者

障害者のライフステージの全ての段階において全人間的復権を目指すリハビリテーションの理念と、障害者が障害のない人と同等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の下に、特に次のような施策の推進を図る。

- ① 障害者の自立と社会参加をより一層推進し、障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する(障害者の日及び週間を中心とする啓発・広報活動等)。
- ② 障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流教育の実施及 び講習会の開催、小・中学校の教員等のための指導資料の作成・配布、並びに学校教育関係者及び保護者 等に対する啓発事業を推進する。
- ③ 精神障害者に対する差別、偏見の是正のため、地域精神保健福祉対策促進事業等に基づきノーマライゼーションの理念の普及・啓発活動を推進し、精神障害者の人権擁護のため、精神保健指定医、精神保健福祉相談員等に対する研修を実施する。
- ④ 障害者の社会参加と職業的自立を促進するため、障害者雇用促進月間を推進し、全国障害者雇用促進大会及び身体障害者技能競技大会を開催するとともに、情報誌の発行等事業主を始めとする国民全般に対する啓発活動を推進する。
- ⑤ 障害者に対する差別や偏見を解消するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・ 強化するとともに、人権相談体制を充実させる。

(5) 同和問題

同和問題に関する差別意識の解消を図るに当たっては、地域改善対策協議会意見具申(平成8年(1996年)5月17日)を尊重し、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築し、その中で同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、今後とも、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組を踏まえて以下の施策を積極的に推進する。

- ① 同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発に関する事業については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について(平成8年(1996年)7月26日閣議決定)」に基づき、 次の人権教育・人権 啓発の事業に再構成して推進する。特に教育に関する事業については、学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進する内容をも含むものとして推進する。
 - ア 人権問題啓発推進事業
 - イ 小規模事業者等啓発事業
 - ウ 雇用主に対する指導・啓発事業

- 工 教育総合推進地域事業
- 才 人権教育研究指定校事業
- 力 人権教育総合推進事業
- キ 人権思想の普及高揚事業
- ② 隣保館において、地域改善対策協議会意見具申(平成8年(1996年)5月17日)に基づき、周辺地域を 含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセン ターとして、総合的な活動を推進する。
- ③ 今後の教育及び啓発の中で同和関係者の自立向上という目標を重視するとともに、えせ同和行為の排除を徹底する。また、同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくりを推進する。さらに、教育の中立性を確保する。

(6) アイヌの人々

アイヌの人々に対する取組に当たっては、国民一般が、アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状についての理解と認識を深め、その人権を尊重していくことが重要であり、その観点から特に以下の施策に取り組む。

- ① 平成8年(1996年)4月の「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」報告書の趣旨を尊重して、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に基づき、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化(以下「アイヌの伝統等」という。)が置かれている状況等に鑑み、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。
- ② 学校教育におけるアイヌの人々の人権についての教育は、社会科等において取り上げられており、今後とも引き続き、基本的人権尊重の観点に立った教育推進のための教員の研修を充実させる。
- ③ 各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究について、取組に配慮する。
- ④ 生活館において、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動を推進する。
- ⑤ アイヌの人々に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発 活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。

(7) 外国人

今日、我が国社会は、諸外国との人的・物的交流の増大に伴い、外国人をめぐって様々な人権問題が生じている。

そこで、外国人に対する偏見・差別を除去するため、特に以下の施策を推進する。

- ① 外国人に対する人権問題の解決を図るため、外国人のための人権相談体制を充実させる。
- ② 外国人に対する差別意識解消のための啓発活動を推進する。
- ③ 定住外国人に対する嫌がらせや差別事象の発生を根絶するための啓発活動を推進する。
- (8) H I V 感染者等
 - ① HIV感染者
 - ア 世界エイズデーの開催や、エイズに関するパンフレットの配布、各種の広報活動等を通じて、エイズ 患者やHIV感染者に対する偏見・差別を除去し、エイズ及びその感染者への理解を深めるための教育・ 啓発活動を推進する。
 - イ 学校教育においては、発達段階に応じて正しい知識を身に付けさせることにより、エイズ患者やHI V感染者に対する偏見や差別をなくすため、エイズ教育を推進し、教材作成及び教職員の研修を充実させる。
 - ウ エイズ患者やHIV感染者に対する誤解・偏見や差別意識を持つことのないよう、エイズに関する理解の促進のための学習機会を充実させる。
 - エ 職場におけるエイズ患者やHIV感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のためのエイズに関する正しい知識を普及する。
 - ② ハンセン病

ハンセン病については、平成8年(1996年)に「らい予防法」が廃止されたところであるが、ハンセン病に対する差別や偏見の解消に向けて、ハンセン病資料館の運営、啓発資料の作成・配布等を通じて、ハンセン病に関する正しい知識の普及を推進する。

(9) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対する偏見・差別を除去し、これらの者の社会復帰に資するための啓発活動を実施する。

(10) その他

以上のほか、人権に関するその他の課題についても引き続き、偏見・差別を除去し、人権が尊重されるため の施策を推進する。

4. 国際協力の推進

我が国は人権教育の分野での国際協力においても積極的な役割を果たしていくべきであり、その推進に当たっては、必要に応じ国連人権高等弁務官、国連人権センター等とも連携していくこととする。

- ① 国連総会、国連人権委員会における「人権教育のための国連10年」に関する取組に貢献する。
- ② 国連に設けられた「人権分野における諮問サービス及び技術的援助のための自発的基金」等の人権関係 基金に協力し、これらの基金を用いて国連人権センター等が開発途上国に対して実施する人権教育関連の プロジェクトに寄与する。
- ③ 我が国からの開発途上国に対する人権教育関連の協力を引き続き推進する。
- ④ 我が国において国際的な人権シンポジウムを開催する。特に人権教育をテーマとすること、世界人権宣言採択50周年に当たる平成10年(1998年)には同宣言をテーマとすることを検討する。
- ⑤ 本国内行動計画については、国連人権高等弁務官に報告する。

5. 計画の推進

- (1) この計画を実施するため、政府においては、人権教育のための国連10年推進本部を軸として、行政機関相互の密接な連携を図りつつ、総合的な施策を推進するとともに、各省庁の施策の実施に当たっては、本行動計画の趣旨を十分踏まえることとする。また、「人権教育のための国連10年」の趣旨等について様々な機会をとらえ周知を図る。さらに、本行動計画の施策の積極的な推進等を通じ、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための体制の在り方について検討する。政府全体の取組における連絡調整体制の在り方についても併せて検討する。
- (2) 本行動計画の実施に当たっては、人権擁護施策推進法に基づき法務省に設置された、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項等を調査・ 審議する人権擁護推進審議会における検討結果を反映させる。
- (3) 様々な差別意識の解消を図り、すべての人の人権尊重の意識を高めていくためには、地方公共団体その他の公的機関、民間団体等の果たす役割が大きい。このことに鑑み、これらの団体等が、それぞれの分野において、本行動計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待するとともに、本行動計画の実施に当たっては、これらの団体等の取組や意見に配慮する。
- (4) この計画の推進状況について、定期的にフォローアップを行い、その結果を施策の推進に反映するとともに、この計画自体を必要に応じ見直す。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日公布施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の青務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育 及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権 啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号) 第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項に ついての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

ユネスコ憲章(抄)

(国際連合教育科学文化機関憲章)

1946年11月16日採択

前文

この憲章の当事国政府は、その国民に代って次のとおり宣言する。

戦争は人の心の中で生れるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。

相互の風習と生活を知らないことは、人類の歴史を通じて世界の諸人民の間に疑惑と不信をおこした共通の原因であり、この疑惑と不信のために、諸人民の不一致があまりにもしばしば戦争となった。

ここに終りを告げた恐るべき大戦争は、人間の尊厳・平等・相互の尊重という民主主義の原理を否認し、これらの原理の代りに、無知と偏見を通じて人間と人種の不平等という教義をひろめることによって可能にされた戦争であった。

文化の広い普及と正義・自由・平和のための人類の教育とは、人間の尊厳に欠くことのできないものであり、 且つすべての国民が相互の援助及び相互の関心の精神をもって果さなければならない神聖な義務である。

政府の政治的及び経済的取極のみに基く平和は、世界の諸人民の、一致した、しかも永続する誠実な支持を確保できる平和ではない。よって平和は、失われないためには、人類の知的及び精神的連帯の上に築かなければならない。

これらの理由によって、この憲章の当事国は、すべての人に教育の充分で平等な機会が与えられ、客観的真理が拘束を受けずに探究され、且つ、思想と知識が自由に交換されるべきことを信じて、その国民の間における伝達の方法を発展させ及び増加させること並びに相互に理解し及び相互の生活を一層真実に一層完全に知るためにこの伝達の方法を用いることに一致し及び決意している。

その結果、当事国は、世界の諸人民の教育、科学及び文化上の関係を通じて、国際連合の設立の目的であり、 且つその憲章が宣言している国際平和と人類の共通の福祉という目的を促進するために、ここに国際連合教育 科学文化機関を創設する。

第1条 目的及び任務

- 1 この機関の目的は、国際連合憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言語又は宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献することである。
- 2 この目的を実現するために、この機関は、次のことを行う。
- (a) 大衆通報(マス・コミュニケーション)のあらゆる方法を通じて諸人民が相互に知り且つ理解することを促進する仕事に協力すること並びにこの目的で言語及び表象による思想の自由な交流を促進するために必要な国際協定を勧告すること。
- (b) 次のようにして一般の教育と文化の普及とに新しい刺激を与えること。

加盟国の要請によって教育事業の発展のためにその国と協力すること。

人種、性又は経済的若しくは社会的な差別にかかわらない教育の機会均等の理想を進めるために、諸 国民の間における協力の関係をつくること。

自由の責任に対して世界の児童を準備させるのに最も適した教育方法を示唆すること。

(c) 次のようにして知識を維持し、増進し、且つ、普及すること。

世界の遺産である図書、芸術作品並びに歴史及び科学の記念物の保存及び保護を確保し、且つ、関係諸国民に対して必要な国際条約を勧告すること。

教育、科学及び文化の分野で活動している人々との国際的交換並びに出版物、芸術的及び科学的に意義のある物その他の参考資料の交換を含む知的活動のすべての部門における諸国民の間の協力を奨励すること。

いずれの国で作成された印刷物及び刊行物でもすべての国の人民が利用できるようにする国際協力の 方法を発案すること。

3 この機関の加盟国の文化及び教育制度の独立、統一性及び実りの多い多様性を維持するために、この機関は、加盟国の国内管轄権に本質的に属する事項に干渉することを禁止される。

大田市人権意識啓発推進会議設置規程

平成17年12月14日 訓令第50号

(設置)

第1条 職員一人ひとりが人権意識を向上させるとともに、人権問題に対する共通認識をもって人権施策の推進を図るため、大田市人権意識啓発推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。
- (1) 人権施策の推進に関すること。
- (2) その他人権施策に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、大田市部課長会議規程(平成17年大田市訓令第2号)第2条に規定する者をもって構成する。

(会議)

第4条 推進会議は、部課長会議にあわせ開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、この規定に関わらず推進会議を開催することができるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議の会長は市長、副会長は副市長及び教育長をもってあてる。

(人権対策部会)

- 第6条 推進会議には、人権問題に関する重要事項を協議するため、人権対策部会を置く。
- 2 対策部会は副市長、教育長、会計管理者、部長(市立病院にあっては、事務部長。議会事務局長及び教育 委員会事務局の部長を含む。)及び支所長で組織する。ただし、必要があるときには、人権対策部会長の指名す る者を加えることができる。
- 3 人権対策部会長は副市長、副部会長は教育長をもってあてる。
- 4 人権対策部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(人権啓発推進員)

- 第7条 推進会議は、各課、室、場、署、科及びセンター(以下「各課等」という。)において人権学習等を推進するため、人権啓発推進員をおく。
- 2 各課等の人権啓発推進員は、1人以上とする。
- 3 効果的に人権学習を進めるために、必要に応じて人権啓発推進員連絡会議を開催する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、総務部人権推進課が処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

K&+ 111

この訓令は、平成17年12月14日から施行する。

附 則(平成18年訓令第9号の2)

この訓令は、平成18年4月3日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成19年訓令第10号の2)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

人権尊重都市宣言

石見銀山遺跡を世界遺産に登録したユネスコは、その目的を「あらゆる 差別無く、人権及び基本的自由を尊重する営みを通して、平和及び安全に 貢献すること」としている。

今年2008年は世界人権宣言60周年という記念すべき年である。この宣言は国際人権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約等々と、さらに日本国憲法と軌を一にするものである。

国際社会では今もなお、様々な差別や人権侵害が存在し、民族、人種、さらには宗教による紛争が絶えない。

国内においても、国際化、少子高齢化、情報化等の急激な社会変動の中で、拡大する格差・貧困、家庭の崩壊、人心の荒廃など、人権軽視の風潮に歯止めがかからぬ憂慮すべき状況にある。

よって、大田市は石見銀山遺跡の世界遺産登録を新たな出発点として、 ユネスコの精神に基づき、人権尊重・差別撤廃の営みを積み重ね、温もり のあるまちづくりを目指して、市民挙げて取り組むことを決意し、ここに 「人権尊重都市」を宣言する。

平成20年9月12日

大 田 市

大田市人権施策推進基本方針

平成21年2月発行

◎ 発行 島根県大田市

〒694-0064

島根県大田市大田町大田口1111番地

TEL: 0854-82-1600 (代表)

URL: http://www.city.ohda.lg.jp

◎ 編集 大田市総務部人権推進課